

令和5年第2回定例会

# 白子町議会会議録

令和5年 6月8日 開会

令和5年 6月14日 閉会

白子町議会

## 令和5年第2回白子町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○表彰式	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議日程等の議会運営について	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
○一般質問	11
宗 島 理 仁 君	11
大多和 正 夫 君	22
梅 澤 哲 夫 君	27
東海林 東 治 君	35
○追加日程の件	43
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	44
○承認第1号～承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	53
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	62
○休会の件	65

○散会の宣告	65
--------	----

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	67
○出席議員	67
○欠席議員	67
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
○事務局職員出席者	68
○開議の宣告	69
○一般質問	69
北 田 百 人 君	69
板 倉 正 道 君	77
大多和 正 之 君	88
大多和 秀 一 君	95
市 川 隆 子 君	109
○閉会の宣告	125
○署名議員	127

## 令和5年第2回白子町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月8日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第11 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて(白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第12 議案第1号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第4号 令和5年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第16 報告第1号 令和4年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第2号 令和4年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について
- 日程第18 休会の件
- 追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

**本日の会議に付した事件**

日程第1から追加日程第2まで議事日程と同じ

---

**出席議員（13名）**

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	増井角栄君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	三橋諒也	書記	鈴木貴文

書 記 畠 山 優 也

書 記 中 古 珠 輝 也

### ◎表彰式

○議長（酒井良信君） 開会に先立ち、ただいまから千葉県町村議会議長会表彰規程に基づく表彰の伝達式を行います。

千葉県町村議会議長会より、地方自治に特に功労があった町村議会議員として、宗島理仁君が自治功労者表彰を受賞されました。

これより表彰の伝達を行います。

宗島理仁君は演壇の前までお進みください。

（表彰状伝達 拍手）

ここで、受賞された宗島理仁君から発言の申出があります。これを許します。

5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 壇上から恐縮ではございますが、皆様に一言お礼を申し上げます。

このたび千葉県町村議会議長会より自治功労者表彰の栄を賜りました。これもひとえに、議員各位はもとより、地域住民の皆様、町執行部のご支援、ご協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

初当選以来、議員在職11年が経過したところでありますが、今回の受賞を契機に、さらなる町の発展のため、また、次世代を担う子供たち一人一人の希望に満ちた将来の可能性を広げるため、誠心誠意努力していこうと心に誓うものであります。

今後とも、議員各位並びに執行部の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（酒井良信君） 宗島理仁君、誠におめでとうございました。心からお祝いを申し上げます。

以上で表彰の伝達式を終了いたします。

---

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和5年第2回白子町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、2番大多和正夫君、3番北田百人君を指名いたします。

---

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） 皆さん、おはようございます。

先ほど表彰されました宗島議員におかれましては、自治功労賞、本当におめでとうございます。

コロナ禍が落ち着き、穏やかな日常生活が戻りつつありますが、物価高騰やロシアのウクライナ侵攻などにより、いまだに生活が苦しい方々がたくさんいます。少しでも早く平穏な生活が送れますよう、皆さんと力を合わせていきたいと思えます。

さて、石井町長のマニフェスト実行率は92%と、広報6月号にありました。非常に優秀な成績だと思えますが、この数値をどれだけ町民が実感しているのか不明です。

石井町長は就任してから2年がたちますが、町民の声は様々でございます。白子町に生まれてよかった、住んでよかったと思ってもらえるまちづくり、町民満足度が上がるまちづくりにさらにご尽力をいただければと思えます。

また、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集をいただき、誠に苦労さまでございます。

それでは、去る6月1日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、本定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件3件、条例関連2件、契約案件1件、補正予算1件、報告案件2件の計9件であります。また、請願が2件あり、一般質問は9名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、本定例会の会期は本日6月8日から14日までの7日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日6月8日から14日までの7日間にしたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日6月8日から14日までの7日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

## ◎行政報告

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

先週末にかけましては、季節外れの台風2号に刺激され、活発化した前線の影響により、全国的な豪雨被害が発生しました。千葉県内でも、香取市や東葛地区を中心に道路冠水が発生するなど被害を受けました。本町でも金曜日から土曜日にかけて110ミリを超える降水量を記録しましたが、幸い大きな被害は免れました。これから本格的な雨の季節を迎えますので、いま一度、地域防災計画運用マニュアルを確認するなど、役場職員の意識向上に努めていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、第2回議会定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

新型コロナにつきましては、皆さんもご承知のとおり、5月8日をもちまして、いわゆる感染症予防法上の分類が2類感染症から5類感染症へと移行されたことに伴い、様々な感染拡大防止策が大幅に縮小、軽減されることになりました。コロナ禍前の状態、今までどおりの社会経済活動に回帰するということは大変喜ばしいことではありますが、ウイルスが消滅したわけではありません。今後とも、重症化リスクの高い持病をお持ちの方や、高齢者などに対するワクチン接種の体制を維持するとともに、個人の判断に委ねられたとはいえ、マスク、手洗いといった予防効果の高い取組については周知を継続していきたいと思っております。

去る5月23日、筑波大学東京キャンパスにおきまして、厚生労働省、地方自治体、筑波大学及び民間企業が参画する産官学連携の取組のDXを活用した妊産婦への健康サポートプロジェクトがスタートしました。地方自治体は10の市と町が参加しておりますが、千葉県では本町のみであり、今後、コンソーシアムを組織し、国の子育て支援施策と連携しながら、妊産婦子育て当事者のウェルビーイングを、自主性向上に向けた取組を行ってまいります。

最終的には、この取組の成果をパッケージ化して、社会実装を試み、持続可能な全国展開を目指すということでもあります。ある程度時間も要する取組となりますが、厚生労働省、筑波大学及び参加自治体と連携しながら進めていきたいと考えております。

最後になりますが、今回の第2回定例会におきまして、条例の改正案、補正予算案、専決処分事項の承認などについて上程させていただいております。議員各位におかれましてはよ

ろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（酒井良信君） これで町長の行政報告を終わります。

---

◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び日程第7、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を一括議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

請願第1号及び請願第2号について、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、請願第1号についてご説明申し上げます。

請願第1号、令和5年5月16日受理。

請願名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、田中弘美。

紹介議員、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。我が国の持続的な成長、発展を支えるのは、未来を託された子供たちであり、その人材育成のための第一歩である義務教育の充実強化は、白子町にとっても最重要課題であると認識しています。

まさに本日の夕方の白潟小学校を皮切りに、全部で6回、小学校適正配置等に関する保護者や住民との意見交換会が予定されています。様々な議論を重ねる中で、費用負担の話は必ず出てくると思いますし、義務教育費の負担は、町単独では難しいと思います。

よって、本件の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようお願いいたします。

続いて、請願第2号についてご説明申し上げます。

請願第2号、令和5年5月16日受理。

請願名、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会会長田中弘美。

紹介議員、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、教育は我が国の将来、未来を担う子供たちを心身ともに健全に育てるという大切な使命を背負っており、本格的な少子化を迎えている現状において、教育の重要性は一段と増しております。

3月議会で一般質問しましたが、コロナ禍によって経済格差が拡大され、生理の貧困が問題化するなど、子供たちの意思とは関係ないところで、教育環境が悪化してしまうのではないかと危惧しています。

よって、このような状況から一日でも早く脱却し、十分な教育を施してほしいとの思いから、本件の「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを用意してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第8、一般質問を行います。

順次質問を許します。

---

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

1項目といたしまして、物価高騰対策について伺っていきます。

5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げられ、3年以上にわたった新型コロナウイルス対策は、有事から平時の対応に移ってきています。新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、世界的な需要増加や、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による小麦や油脂などの原材料価格の高騰や原油価格の上昇による物流費、包装資材の値上がりなどが続き、最近では大手電力7社が国に申請している電気料金の値上げが了承され、各社の平均で15%余りから39%余りの値上げが6月の使用分から実施されるとのことで、今もなお物価上昇が続いています。

そのような中で、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を使用し、白子町地域商品券を新たに配布するとのことですが、金額や配布時期等の事業の詳細はどのようなものか。

あわせて、令和4年11月からの2か月間で使用できた白子町地域商品券の成果、執行率、町民の声はどのようなものだったのか伺えればと思います。

2項目といたしまして、地域公共交通計画について伺います。

地域の公共交通は、町民の日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流を実現し、生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図るために欠くことができないものであり、将来

にわたってその機能が十分に確保されることが必要であります。

地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施行され、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本的な方針を定める地域公共交通計画の作成が努力義務となり、町の公共交通に対する関与が一層重要となりました。

我が町においても、地域公共交通計画の作成に向けて地域公共交通活性化協議会が開かれ、また、地域公共交通計画策定業務委託業者を選定するためプロポーザルが実施されたかと思えます。

まず、プロポーザルの結果、経緯はどのようなものだったのか伺えればと思えます。関連として、今後策定業務に向けての具体的なスケジュールはどのようなものなのかを伺えればと思えます。

3項目といたしまして、白子町都市マスタープランの改定について伺います。

白子町では、平成11年3月30日に白子町都市マスタープランを策定しましたが、今回、令和5年度から令和6年度までの2か年で、白子町都市マスタープランの改定を行うことを目的とした公募型プロポーザルを実施したかと思えます。

マスタープランは、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていきたいかを具体的に定めるものかと思えます。

都市マスタープランでは、創意工夫の下に、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき町の姿を定めるものであり、我が町においても、最上位計画である後期基本計画の基本構想に即したものとなっていかなければならないかと思えます。

今回、白子町都市マスタープラン改定業務委託公募型プロポーザルを実施されましたが、その結果はどのようなものなのか。そして、平成11年に作成して以来、改定がなかった本計画において、どのような意図で改定をするのか詳細を伺えればと思えます。

4項目として、不妊治療について伺います。

厚生労働省が発表した2022年の1人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す合計特殊出生率は7年連続で低下し、1.26と過去最低になりました。新型コロナウイルスの感染拡大期に婚姻数が減少したことが影響したと見られています。

また、1年間に生まれた子供の数は、前年比4万875人減の77万747人となり、1899年の統

計開始以降、初めて80万人を割り込み、出生数は7年連続で減少しています。

現代社会において、女性の活躍する場が増える一方で、晩婚化や少子化が進み、現在、5.5組に1組が不妊の検査や治療を受け、子供の14人に1人が体外受精児、生殖補助医療によって誕生する時代です。晩婚化や出産年齢の高齢化を考えると、今後ますます不妊治療を必要とする人は増えてきます。

そのような中で、昨年4月から少子化対策の一環として、不妊治療が公的医療保険適用となり、自己負担額が全体の3割となりました。また、世帯収入によって変わりますが、1か月の医療費の上限額を超える場合、超えた分が還付される高額医療費制度や医療費控除が使えるようにもなりました。

不妊治療には、患者の状況によって、幾つか治療法があり、今回保険適用となった主な治療は、精子を注入器で直接子宮に注入する人工授精、精子と卵子を採取した上で、シャーレの上などで受精を促す体外受精、卵子に注射針などで精子を注入する顕微授精等があります。

国の調査では、人工授精に係る費用は平均で約3万円、より高度な治療となる体外受精の場合は平均で約50万円かかっていたのですが、保険適用の拡大で若い世代の負担が減り、治療を受けやすくなり、患者数が増えてきていると報道されています。

一方で、保険適用の拡大に伴って、従来行っていた助成金がなくなったことで、自己負担が増えるケースも出てきています。

千葉県では、特定不妊治療費助成事業による最大30万円までの助成が令和5年5月31日の申請期限をもって終了し、併せて白子町独自でも、県助成額を控除した額の2分の1で、1回当たり10万円までの助成額が終了予定をしています。

このような中で、助成事業が終了し、公的医療保険が適用された後でも、県内を限らず、全国の多くの自治体で、自己負担分を独自に助成する制度を創設しています。例えば、群馬県高崎市では、一般不妊治療で最大10万円、体外受精など特定不妊治療で最大30万円を支援する枠組みを維持し、保険適用の治療の自己負担分や、保険外の治療費の適用ができるということで、若い世代の負担軽減につなげています。

不妊治療における選択肢を広げ、子供を望む町民を広く応援するためにも、我が町でも独自に支援策に取り組むべきかと思いますが、見解を伺います。

以上、4点について質問いたします。明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えします。

地域商品券の件でございますが、地域商品券に関する事業についてですが、名称を「町民生活支援商品券配布事業」とし、今回の補正予算で計上させていただきました。具体的には、町内のみで使用できる商品券を発行し、使用していただくことで、物価の高騰及び新型コロナウイルス感染症の影響によって停滞・縮小傾向にある消費意欲を刺激し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

配布する商品券の額面金額は1人当たり5,000円とし、全町民を対象として配布する計画になっています。郵送に必要な通信運搬費や印刷製本費など、事務的経費も含めた総事業費として6,241万4,000円を予定しております。

なお、この事業は、地方創生臨時交付金を財源として執行する予定であります。

次に、白子町の地域公共交通計画策定に向けての進捗状況はというご質問でございます。

地域公共交通計画に関する質問ですが、3月議会でも答弁いたしました。昨年度末に、関東運輸局や茂原警察署など法令をつかさどる側、バス、タクシーなど公共交通事業者や各種団体の代表者など運行を行う側、そこに学識・知見を有する方を加えた地域公共交通活性化協議会を設置し、2月に第1回会議を行いました。

その会議の中で定めた仕様書に基づき、去る5月25日、地域公共交通計画策定支援業務の受託候補者を選定するために、公募型プロポーザル審査会を開催したところです。

事業者の公募に対して2者の応募があり、プロポーザル審査会の結果、株式会社ケー・シー・エスを受託候補者として選定し、業務委託契約の締結に向け交渉しております。

今後、町の公共交通の現状把握や、住民アンケートや事業者ヒアリングを実施するとともに、その結果を踏まえ協議会で審議を行い、町の実情に合った持続可能な地域公共交通計画の策定を目指してまいります。

次に、後期基本計画の関連計画の策定についてということで、マスタープランについてのご質問でございますが、白子町都市マスタープラン改定業務のプロポーザルの結果ですが、2者から企画提案書の提出があり、審査会を開催し優先交渉者が決定いたしましたので、現在、契約に向けて手続を進めております。

今回改定する目的につきましては、令和4年度に白子町都市マスタープランの上位計画である白子町第5次総合計画後期基本計画の見直しに伴い、新たなまちづくりの将来像が示されたこと、及び人口減少や少子高齢化社会の進展による都市機能の低下等、新たな潮流を見据えた今後の白子町が目指すべき将来の都市形成の基本方針を取りまとめ、計画的な都市づ

くりを推進していくための方策を立案するために行うものであります。

次に、不妊治療についてでございますが、不妊治療の保険適用をされたことに伴う町の独自助成制度につきましては、現在検討中でございます。保険が適用されたことによる妊娠を希望する方々を取り巻く環境の変化に関する情報を捉え、近隣市町村の状況や国・県などの動向を踏まえた上で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 一問一答でやっていきたいと思っております。

まず、物価高騰対策なんですけれども、先ほど、僕は通告に書いていなかった部分で答弁をしてもらいたいの、前回の地域商品券の執行率とか、その反応はどのようなものだったかを教えてもらえればと思います。

あわせて、再質問として、千葉県は5月補正予算で、小学生から高校1年生までを対象とした1人当たり1万円の子どもの成長応援臨時給付金を支給することを決めています。物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動に係る経費の負担を軽減し、将来を担う子供たちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、小学校1年生から高校1年生までを対象に給付金を支給しますが、この決定を受けて、千葉市や八千代市等は、県の支援の対象外となる未就学児や高校に3年生への独自支援を決定する自治体が増えてきています。

子育ては、子供が生まれてから高校を卒業するぐらいまで、家計負担が大きく、県の支給対象以外の家庭も物価高騰の影響を受けていると思います。我が町においても、他の自治体の取組を参考に、今回、県の給付の対象外である未就学児や高校2、3年生にも、独自支援をすべきかと思っております。

これに関していえば、事業費も莫大にならず、9月以降の補正予算等で対応できるかと思いますが、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

まず、昨年度に行われました事業につきまして、結果について説明をさせていただきます。

昨年、6,246万6,000円ということで総事業費を計上させていただきました、今回ほぼ同額を計上させていただいております。

商品券の執行率につきましては、全体で97.27%の執行率となりました。人数にいたしまして110名の方の利用がなかったということでございます。

それから、反応については、先般も商工会業者等の何か会合があったときに、町長、事業者のほうから大変好評だというようなお話もあったということも伺っておりますし、町長への意見の中でも、大変助かったというようなお手紙を幾つか頂戴しております。あるいはまた、速やかにやってくれというような手紙も来ていたのが事実でございます。

反応といたしましては、おおむね良好ではなかったかと考えております。

それから、千葉県が行っております1万円の児童生徒に対する給付ですけれども、同じ制度をこれは県補助金として町に交付されますので、その事業については同様にやっていきたいと考えております。

子供たちの負担、子育てに関する負担という考え方はもちろん大切ですが、まず前提といたしまして、本町においてはこの商品券事業で町民全体をまずフォローしたいと。物価高騰あるいは消費の減退というものについてはすべからず、全ての町民が同じであろうということから、まずこの事業をやったところでございます。

その上で、今、県のところでちょっと漏れてしまったというか、枠から外れているというふうなご指摘もありましたけれども、ご指摘のように、人数が大変多いというようなことでもないのは事実でございます。ただ、本町としては昨年度に臨時交付金を頂いて、独自に子供に対する支援というのもやっておるという事実がございますので、そういったところは一定の評価をいただきたいと思っております。

その上で、今後また町村会等がございますので、近隣の町村の動向など、こちらは町長、首長さんたちがお集まりになって意見交換をする場がございますので、そういったところで議論いただいて、必要があるということの判断が下されれば、先ほど議員がおっしゃったように、今後の補正等で行うこと、それを全く否定するものではございませんので、この後の郡内の動向等も勘案させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 前回の商品券は執行率97.2%ということで、多くの方が利用して生活の助けになったと思うんですけれども、その中で、またいろんな給付というのは本当に際限がなくて限りがないものなので、本当に限りある財源の中で、子供たちに対しても、その対象外という、やっぱり思ってしまう、未就学児はまだままだいますけれどもという家庭も思いますので、前向きに検討してもらえればと思います。

もう一点、これも教育の関係なるんですけれども、給食費の値上げが今とてもニュースに

なっています。ウクライナ情勢や世界的エネルギーの高騰などを起因とする昨今の物価高騰が原因とする前から、全国的に給食費が値上がっており、我が町でも先日開かれた厚生文教常任委員会と教育関係者の意見交換会で、給食における材料費等の値上がりがあるという意見が出ていました。

給食費の値上げが懸念される中で、今年度どれくらい影響が出ていくのか、値上げ額はどれくらいを予想しているのか、そして保護者負担というのを軽減しつつ、その値上げ分をどのように補填していくのか伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 学校給食センター所長、田邊治幸君。

○学校給食センター所長（田邊治幸君） 宗島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

我が町では、給食費のほうの値上げはしてございません。

そして物価高騰によりまして給食食材も影響を受けておりまして、保護者負担である給食費だけでは賄えていないのが現状でございます。不足分につきましては、保護者の負担増は求めず、町の一般財源で補填をしているところでございます。

また、今後の値上げですけれども、国の動向を注視いたしまして、あわせて、近隣市町村の状況を見ながら、将来の学校給食費の在り方について、運営委員会や教育委員会で協議の下、適正に判断することが適正であると考えております。

影響額なんですけど、4年度の実績でございますが、300万円ぐらいのマイナスでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 一応、いろいろ負担というのはこれから増えてくると思いますので、なるべくその理解を求められるような説明がありつつ、保護者負担が減るようにお願いいたします。

次に、地域公共交通計画と都市マスタープランについて伺っていければと思います。

町の上位計画である後期基本計画や総合戦略とも方向性が一致をして、都市マスタープランの改定や地域公共交通計画との整合性は必ず図っていかなければならないと思っています。

これから目指していくコンパクトシティ構想において、福祉、子育て支援、商業等の機能を中心とする拠点や生活拠点に集約をする際、高齢者をはじめとする住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするには、拠点へのアクセスや、拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通の維持充実について一体的に検討する必要があると思いま

す。これら両計画の整合性を図るために、十分な調整が必要であり、必要に応じて両計画の審議会の場に、今回そのプロポーザルでやった策定委託業者が同席することや、意見集約の場が必要になるかと思いますが、その予定があるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりでございます。この2つの計画は、後期基本計画に従った将来の町のプランになっていきます。これは拠点を整備ということで都市マスタープランをつくっていく。一方で、その拠点間をつないでいくもので、こういった拠点の規模であったり、位置関係ですとか距離ですとか、想定される利用者はどのくらいかというものは、おっしゃるとおり切り離して考えるものではないと私どもも考えております。

実は公共交通計画のほうが若干先行しておりまして、業者と打合せを既にしておるんですけれども、契約予定業者と打合せを行ったところ、こちらからも議員がご指摘したような、複数のいろいろ会議はありますから、その会議間で、いわゆる担当職員ですね。そういった者が参加して、もちろん発言権等は認めませんが、そういった情報交換あるいは情報を共有することができないかということの提案はさせていただいておるところでございます。

公共交通の側の事業者は、こちらで申し上げたところ、やはりそうやってやっている自治体もありますということで回答をいただいておりますので、今後、都市計画等を進めていく中でも、そういったことは可能かどうか、担当課を通じて意見を伺ってみたいと思います。

いずれにしても、情報共有というのは大切になると思いますので、今年都市計画マスタープランと、地域公共交通だけではございません。介護保険のプランとかいろいろありますので、やはりそれぞれが連携しているといいますか、ちょっとオーバーかもしれませんが、書かれている内容にそごがあるようなものではまずいと思いますので、そういった情報共有については、ほかの計画も含めて情報共有を図りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 当たり前のことなんですが、本当にばらばらな計画ではなくて、連携や情報が共有している中で、それぞれの個別計画を策定していければと思っています。

もう一つ、これから改定を始める都市マスタープランにおいて、審議会ではあらゆる分野の専門家からの意見集約が必要になるかと思います。

地域公共交通計画では、先ほどもあったように、公共交通事業者や関係行政機関、学識経

験者等、多様な主体が参加した協議会が立ち上がっています。今後、土地利用や道路、拠点施設の配置等、まちづくりの骨格となるものを整備する際には、マスタープランに即して進めることになる極めて重要な計画になると思います。

他の自治体を参考に見ますと、審議会メンバーには、町民はもちろんのこと、不動産分野や建築等の専門家が、様々な分野の方々が審議会メンバーとして入っています。我が町において、どのように考えているのか、審議会についての予定を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、庁内のほうでは部会、委員会等を含めまして、庁内横断的に関係機関と整合性を図りながら進めていきまして、その結果を基に、全体構想策定の段階では、お話のありましたとおり審議会を組織して実施していかなければならないと思っております。審議会の組織につきましては、都市計画に関して学識経験のある者として、広く都市計画の分野に精通する知見、識見のございます方々に加わっていただきまして、今後作成する都市マスタープランがよりよいものになりますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも、いろんな方々の意見を集約できる、また、町民の方の意見も集約できるような仕組みで、改定を進めていただければと思います。

次に、不妊治療について再質問させていただきます。

不妊治療の助成制度については、近隣町村の動向を見ながら、また国の動向を見ながら検討していくということなんですけれども、その検討の中に、ぜひとも様々な人が利用できるような助成制度を創設していただければと思います。

今回、不妊治療が公的医療保険適用となり、自己負担額が全体の3割となる対象年齢は、治療開始の時点で女性が43歳未満であること、また保険が適用される回数は、女性が40歳未満の場合は子供1人に対して最大6回まで、40歳から43歳未満の場合は最大3回までとなっています。女性の年齢が上がるにつれて体外受精の成功率が下がることや、43歳を過ぎると、体外受精で出産に至る割合が5%以下になることなどが年齢制限を設ける理由とされています。

我が町においては、1組でも多くの方々の希望をかなえるためにも、きめ細やかな助成制

度をつくり上げていくべきかと思えます。例えば、治療開始の対象年齢の引上げや、回数を超えた場合、40歳未満の場合の子供1人に対して、最大6回という回数を超えた後の10割の自己負担分についても対象とすることや、保険が適用される診療と適用されない自由診療を併用する混合診療にした際、全額自己負担となる際の助成等、あらゆる助成が考えられます。

我が町においては、妊娠を望まれる方々に多くの選択肢がある助成制度を設けることが必須ではないかと思えます。これまでに白子町独自で行っていた10万円までの助成も、申請された数が少ないと現状で聞いています。だからこそ、少ない予算規模でも有効に執行できる環境を整備していかなければならないかと思えます。

厳しい財政状況の中で、どのような予算規模や制度を考えているのか、そしていつから助成していくのか、今後、執行部の予定を伺えればと思えます。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問のほうにお答えいたします。

まず、宗島議員のお話のとおり、令和4年4月より体外受精や顕微授精によります不妊治療は保険診療となりましたが、先進医療につきまして自費診療となっております、当事者の方々の経済的負担は大変大きいものと認識しております。

しかしながら、先進医療につきましては、国の先進医療会議において技術的な評価が継続して行われている段階であり、十分な有効性や安全性などの科学的根拠が得られていないため、町としては先進医療への助成については慎重に変動するべきと認識しております。

よって、町としては、保険適用の範囲の内外を問わず、本人負担額のうち年額の上限額を定めて、助成する方法を町方針として前向きに検討してまいりたいと思えます。

実施時期につきましては、令和6年度以降からの実施を検討してまいりたいと思えます。

また、対象年齢の引上げ等につきましては、国の動向等、そちらのほう注視しまして、町の独自方法については検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） どうもありがとうございます。ぜひとも令和6年度以降の当初予算に入るような仕組みでやっていただければと思えます。

もちろんこの不妊治療は国が主導となってやっていくべきだと思うんですけども、その中でやっぱりきめ細やかな部分がこの町には必要とされていると思えますので、ぜひとも議論をしてもらえればと思えます。

最後に、全体の要望をして終わります。

これから策定、改定を進める地域公共交通計画及び都市マスタープランについては、これまでのまちづくりを継承しつつ、新たな課題への対応や、上位計画に示す将来像実現のための根拠資料として使うような計画にしなければならないかと思えます。

これまでのまちづくり施策の達成状況や社会経済情勢の変化、今後の社会潮流、新たなまちづくりの課題などを踏まえた計画内容にし、後期基本計画との連携、整合を図ることはもちろんのこと、両計画の連携を十分に考慮し、策定業務を進めるよう要望いたします。

不妊治療においては、不妊治療を受ける人の経済的負担を軽くしようという全国各地で独自の子育て支援策が進められています。

子育て支援全体を考えると、保育料や医療費の負担軽減等、自治体間、地域間競争が過熱の様相を呈していますが、我が町においては、まずは限られた財源の中でも、たくさんの方が不妊治療の助成が利用できるよう工夫をお願いいたします。

体外受精をはじめとする不妊治療を受ける人は年々増えてきています。その大きな理由の一つは、結婚する年齢や妊娠出産を希望する年齢が上がっていることです。第一子出産時の女性の平均年齢は30.7歳であり、40年前に比べて5.0歳上昇していることが明らかになっています。高齢での妊娠出産には、妊娠高血圧症候群をはじめとする合併症などのリスクが高まるだけでなく、妊娠に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっています。

また、不妊治療を受ける場合は長期間になることも少なくないため、本人とその家族は身体的、精神的負担があるとされています。だからこそ、町においては経済的負担だけでも援助をし、一組でも多くの希望がかなう仕組みをできるように要望し一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君の一般質問を許します。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1項の町道における歩道整備計画について伺います。

児童の通学については、町内3小学校の半径500メートル圏内においては、県道、一級町道は歩道整備がされていますが、全体的には児童の通学路を含め、町全体の歩道整備率が低い状況にあります。

また、本町の高齢者についても、町の第5次総合計画書により、令和2年の65歳以上の人口比率は40.5%と高い状況にあり、今後も高齢者の人口比率は増加傾向にあります。高齢者の移動手段は多種多様であり、移動における安全環境確保のための歩道整備は、早急の課題であります。

特に2021年6月、八街市の歩道のない市道において、下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故が発生しております。このような痛ましい事故を防ぐためにも、一級、二級町道の歩道整備を計画的に進めていく必要があります。

現在、白子町の町道における歩道整備率は、一級町道総延長38.8キロに対して42.5%であり、二級町道総延長9.6キロメートルに対して33.1%の設置率であります。現在、町道107号線の歩道整備を実施しているが、新たな歩道整備計画があるかを伺います。また、その計画に町道108号線の歩道整備計画が含まれるのかを伺います。

次に、2項の寝具クリーニング支援事業創設について伺います。

本町においても少子高齢化は進行しており、先ほども言いましたけれども、町の第5次総合計画の後期基本計画による年齢3区分別人口の推移によると、令和2年度は昭和60年に比較し、ゼロから14歳までの年少人口は20.5%から9.2%へ11.3ポイント減少している一方、65歳以上の老年人口は14.8%から40.5%へと25.7ポイント増加しております。令和7年には45.2%と予想されており、少子高齢化が確実に進んでおります。

特に本町における令和5年5月現在の要支援・要介護認定者は715人です。そのうち特別養護老人ホームに入居する資格のある要介護3以上の方が315人おり、うち在宅介護者は213人おります。自分で立ち上がったり歩いたりするのは困難で、朝起きてから寝るま

で、全面的に中程度の介護が必要な状況の要介護3以上の方及び同等の障害者の方で、寝具の衛生管理が困難で、在宅での介護が必要な方々の寝具クリーニングについて、月1回の全額費用支援に取り組む考えがあるかを伺います。

以上2項目について石井町長の考えを伺います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

本町の主要路線の歩道整備については、国の交付金等（社会資本整備総合交付金）を活用し、順次整備を進めております。

町道108号線については、令和3年度に地元から歩道設置の要望があったこと、また交通量の増加による安全性の確保を要することや、隣接する長生村側が歩道整備されておりますので、本町も同様な形で整備が必要と考えております。

現在整備中の町道107号線の歩道整備完成のめどがついた段階で、地域住民の方々のご理解やご協力をいただきながら、事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、寝具クリーニング事業の創設についてでございます。

介護が必要な高齢者及び身体障害者の方への寝具クリーニング費用支援に取り組む考えがあるかということでございますが、現在のところ残念ながら実施する考えはございません。

なぜならばといいますと、寝具のクリーニング支援が最も必要と思われる対象者は、要介護4ないし5及び身体障害者手帳1、2級で、主に寝たきりの在宅者と考えられます。この方々については、介護用ベッドやおむつを使用している方が多く、尿漏れ等で布団が汚れてしまうことが多いと推察されますが、このような方々の寝具の清潔保持につきましては、介護保険の生活介護サービスのベッドメイク等のプランによりカバーできますので、介護保険サービスをうまく組み合わせることにより、清潔保持及びご家庭の介護の負担軽減を図ることが可能となります。

また、障害者のほうにつきましても、障害福祉サービスの生活介護サービスを利用することにより同様の効果を図ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、まず1項目の歩道の関係からお聞きしたいんですけども、108号線についての整備については、107号線の終了後に対応していきたいというお話な

んですけれども、この辺の流れとして、計画的には何年ぐらいの実施が予定されているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問でございますが、現時点で明確に何年度からということにはちょっと申し上げにくいんですが、町道107号線の、今、整備が、今年度から工事が入りまして、おおむね残りの事業年数が確定した段階で、107号線と並行して道路の線形を決定したりとか、用地の測量とか、そういったものに入れるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、建設課長のお話は分かりましたけれども、基本的には計画というものはある程度、年度の計画を持っていると思うので、私が今聞きたいのは、107号線の終了の目標年度と、そうするとそれと並行していくという中で、ある程度年度的な要素がお話しいただけるんじゃないかと思っておりますので、その辺の計画年度を、当面、今の計画年度で結構ですので、分かっていたらお知らせください。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの再質問でございますが、町道107号線の現在の整備計画につきましては、補助金を頂く関係上、目標年次は令和11年としております。ただし、令和11年度に終了してから町道108号線の着手に入りますと、その間数年ブランクが空いてしまいますので、ブランクが空かないような形で事業を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、国の事業促進の追加補正予算等がありましたら、そちらを活用して、できるだけ早い段階で107号線が完成するような方策も同時に取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、課長の説明で、非常に予算もない、財政が厳しい中では分かります。令和11年、これをなるべくやっぱり、県・国等との協議によって、予算化の額を増やせるような努力はしてもらいながら、早期完成をお願いしたいし、特に108号線につきましても、非常に今交通量が増えております。もう朝夕については、信号の中で大体10台から15

台待機していますので、右折にしてもとにかく1回の信号じゃ全員が行き切れない。

そういう中で、高齢者が増える中で、移動手段としてシルバーカーを押したり、そういう中で結構歩いております。非常に危険だなというふうに思っていますので、この辺については、今、齊藤課長話されましたように、基本的には107号の関係を含めながら108号の取組を進めていただきたいと思います。この辺はまた、順次いろいろと確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2項の寝具クリーニングについてなんですけれども、まず私が思っているのは、今、町長のほうからもお話がありました、とにかく寝具のクリーニングについては、介護保険のほうでは対応は無理だと思います。

それで、今町長のほうから要介護4というお話が出ましたけれども、基本的に白子町の中で要介護3の方が多いんですね。要介護3の方は約200人、要介護4も同じく200人程度おります。そうしますと、要介護3という方については、先ほどお話しされた要介護4以上の中の介護の関係のおむつとかそういうのもあると思います。

特に要介護3については、特別養護老人ホームに入る資格を持っています。ただやはり、この要介護3の方の中には入所を待機している方と、また個人事業主として国民年金の受給で現状の中の収入の糧が少ない、独居老人等を含めて、そうしますと入りたくても入れない。そういう中では、なかなか介護の方も、一応ヘルパー等は受けていると思うんですけれども、やはり寝具、特に自分で立ち上がったたり歩いたりするのが困難な方ですので、そういう中では非常に寝具についての衛生面を、やはり検討してやらなくちゃいけないだろう。

そういう中で、私として、ちょっと調べましたけれども、基本的には寝具といいますと敷布団から掛布団、毛布等がありますけれども、基本的には一番大事なのは敷布団だと。そういう中では、町内または町外のクリーニング店を見ますと、敷布団ですと、ポリエステルでシングルで大体3,000円、綿で4,000円から5,000円、そういう状況になっています。毛布では800円から1,000円、そういう中では、私が質問したのは毎月という考えを示しましたがけれども、基本的には財政的にも厳しい状況があると思います。

そういう中ではまず1点として、私は要介護3からという考えでいます。そういう中ではやはり自宅介護の方々に、強いて言えば、町からクリーニング券みたいなのを発行して、そしてオーバーする分は自己負担ということで、そういうもので対応する考えはないのかなと思います。特に2か月に1回ですと、3以上の方々の予算でやると約600万程度です。額的には大きいんですけれども、これを四半期に1回程度の町からの支援という形でやりますと

約300万程度、この辺の再検討をお願いできればなど。

町の後期計画の中で、介護予防の流れは非常に打ち出せておりますけれども、実際に要介護になった方々の、やはりその支援に対する考えが全く後期計画には入っていませんので、そういう点を再考する考えがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、千葉県内でこの寝具クリーニングサービスを実施している市町村を調査しましたところ、県内では大多喜町1町のみ実施している状況でございます。大多喜町のサービス内容は、在宅で寝たきりの高齢者また独り暮らしの高齢者を対象に、年4回ですけれども、寝具の乾燥消毒サービスを低額で実施いたしております。

大多喜町に実績のほうを確認しましたところ、ここ五、六年なんですけれども、サービスの利用者はゼロ人ということでございます。大多喜町の人口は8,300人と、本町より2,000人ほど少ないのですが、高齢者の状況はさほど変わらない状況と考えられます。大多喜町において、ここ何年もサービス利用者が全くいない理由は、やはり介護サービスのベッドメイキングサービス等介護サービスで賄われていることが大きな原因とのことございました。

大多和議員のご指摘のとおり、介護度の高い高齢者の方々の寝具の清潔保持は、本人の健康やご家族の負担軽減の観点からも必要なものでございます。現在は介護サービスにて寝具の清潔保持が図られておりますので、実施する予定はございませんが、今後、地域ケア会議などで、地域の課題として要望が多く出てくるようでしたら、助成の必要の有無について調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、課長から答弁ありましたけれども、先ほども話してあったように、介護4以上の方については、それなりの対応が可能だということですが、私が言っているのは、今もお話としては要介護3、そういうところの方のケアをどうするんだと。今、課長のほうから、そういう様々な要望がありましたらということなんですけれども、こういうものは要望じゃなくて、やはり議会等でそういうものを決めていく、そして町の方々へその福祉としての対応をしていく、そういうことが大切だと思うんですよ。

ですから、やはりこの辺はもう一度、私が言っているのは自宅の介護の方々です。施設に入っている方はそれなりの対応をされていますから、自宅介護をされている方、特に基本的

には特養に入れないというか、金銭的な余裕がないという方が相当いると思います。

そういう方の、特に要介護3、要は要介護2の場合ですとある程度対応が可能だと思えます。でも要介護3という中では、非常にそこだけが対応の関係で置かれていますので、そういう方を中心に町として考えていただきたいなど。今ここでこれ以上どうのこうのはないんですけれども、この辺は私も調べますし、町のほうもその辺を十分調査して、やはり対応を検討いただきたい。これは要望としてお願いして、この件についてはまた質問をさせていただきたいと思えますけれども、その辺十分検討して、調査をしながら町の中で検討をお願いして、私の質問は終わりにいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、2番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 続きまして、4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは通告に従い、質問いたします。

今年に関東大震災から100年となるところ、東日本大震災から十数年たちます。

最近、我が千葉県を含め、日本全国で震度4前後の地震が発生、また1週間前には台風の影響により線状降水帯の発生等から、各地で大雨の被害が発生しております。

自然災害などの発生があると、消防団の活躍がニュース等に流れます。いざというときに頼りにされる消防団、地域生活にどうしても必要な組織です。

昨年、町防災訓練の際、挨拶させていただいた流れから、ある消防団員から相談を受けました。近年、消防団活動に加入する人がなかなかなく、また操法大会の参加もメンバーがそろわなく、団員間にあつれきが生じ、このままでは町内に住みたくないと言われました。私はこの一点が非常に今日大事だということで、今日、テーマとさせていただきます。

当然、若い人であり、お子さん連れであります。こういう若い世代が住みづらい町にしていいのか、その辺は考えていかなければいけないと思っております。貴重な若い戦力を失うのは問題です。

今回、消防団活動の内容、位置づけについて伺います。

まず1項目とし、防災活動の1点目として、消防団の操法大会の現状について。

2 点目、消防団員への支援はどうなっているのか。

3 点目、郡市各市町村の消防団の現況と今後消防団の在り方をどう考えているのか。

4 点目、災害時に現況に応じて非常出勤を要請されるとき、対応できる近在、在住の職員の割合はどのぐらいか。

防災活動について 4 点伺います。

2 項目とし、スーパー撤退から 1 年が経過しようとしております。この間、町長は幾つかの経営団体と話をしたとの話をしております。町民多くの人から聞かれることは、スーパーはどうなっているのと聞かれます。

1 点目とし、当面の対応として行われている朝市、移動スーパーの現状はどうなっているのか。

2 点目とし、スーパー等今後の出店の見通しはどうなっているのか。

以上、2 項目 6 点について、町長の明快な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 梅澤議員のご質問にお答えいたします。

白子町を管轄している第 7 支団では、毎年 5 月から 6 月にかけて北消防署との連携の下、1 か月にわたる操法訓練を行った後、町操法大会が実施されている状況であります。

しかしながら、近年、団員の減少、家庭や仕事の都合により、訓練や大会に参加できない団員が増加しております。出場人数を確保することが厳しい状況であることは認識しております。また、昨年は 1 つの部が人数確保困難のため辞退、本年も 1 つの部が人員を確保できず辞退という申出があることが報告されております。

次に、消防団への支援はどうなっているのかというご質問でございます。

支援についてですが、消防団員には報酬として団員報酬と活動手当が支給されます。団員報酬については、年額、部長 2 万 8,000 円、班長 2 万 4,000 円、団員 2 万 2,000 円が支給されております。

また、活動手当については、火災やその他災害活動に出動したときは、管轄区域の建物火災が 1 人につき 3,000 円、建物火災以外が 1 人につき 2,000 円、管轄地区外が 1 人につき 1,000 円、警戒活動、訓練が 1 人につき 1,000 円支給されております。

支給については、広域消防本部から支払いがなされますが、構成市町村の負担金で成り立っていることから、町の支援と考えております。なお、報酬額については、今、増額の方向

で、現在調整が行われているところでございます。

次に、郡市各市町村の消防団の現況と今後の消防団の在り方についてのご質問でございますが、消防団は郡内の市町村も、白子町同様、団員の減少や高齢化、操法大会出場者確保の困難という課題を抱えており、郡内の全ての支団が現在定員割れをしている状況でございます。

火災を含む大規模災害時には多くの人手が必要となると認識しており、その中でも、地域水利を熟知している地元消防団は、消防本部にとっても欠かせない非常に重要な組織であることは間違いありません。町としましては、新成人へのリーフレットの配布や団員募集チラシの回覧を行い、消防本部とも連携を図りながら、消防団の存続または団員の負担軽減という問題に対して、団員の声を聞きながら取り組んでおります。

次に、近在、在住の職員の割合はどのくらいかというご質問でございますが、令和5年4月1日現在、正規職員の町内在住割合は60.2%であります。また、災害時の対応についてですが、白子町地域防災計画及び運用マニュアルを基に、災害の種類や規模に応じた対策を計画しており、全職員に周知しております。

そのことから、各職員が災害時に発生し得る事務等を認識しており、また毎年行っている防災訓練からも各職員が避難所開設の流れを管理しており、災害発生時には迅速な災害対応ができるものと考えております。

次に、スーパー撤退その後についてでございます。

朝市、移動スーパーの現状というお話でございますが、朝市に関する質問ですが、去る3月4日土曜日朝8時30分から、白子神社の桜広場で第1回目の朝市を開催し、予想よりも多くの来場者があり、商品が品薄あるいは完売となるお店もあって、活況を呈しておりました。

3月26日に予定していた第2回朝市は雨天のため中止となり、第3回朝市は5月28日曜日、海岸自然公園の古所インター隣の旧テニスコート跡地において開催しました。

この朝市は、地域おこし協力隊員が中心となって事業を開始したばかりでありますので、出店者や協力いただいた関係者のご意見も参考に、これからも創意工夫、試行錯誤しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の開催予定としましては、7月23日、9月24日、11月26日の各日曜日に開催したいと考えております。

次に、移動スーパーにつきましては、去る3月20日月曜日に出発式を行い、当日からサービス提供を開始しております。4月1か月における実施日数は20日間、1週間に延べ49か所

を訪問した結果、延べ889人の利用がありました。

この移動スーパーは天候の影響がかなり大きいようでありまして、風雨の強い日などは来客数の減少が確認できますが、現在のところ、サービス開始前に想像していた目標に対して、まずまずの成果であると聞いております。また、利用している地域住民の感触もおおむね良好と伺っております。今後ともサービス提供事業者と意見交換しながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、スーパー撤退後のその後についてということでございます。

スーパー等、今後の出店の見通しについてですが、町がスーパー出店について事業者へ打診したところ、事業者が希望するスーパー出店場所については、農業振興地域整備計画の中の農用地域であることから、農振除外の手続が必要となります。農振除外の手続につきましては、最終的には県知事の同意が得られなければならないことから、現在、県の各部署と協議、検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、操法大会について聞きます。

私も今回この質問をするに当たりまして、消防団というのがどういう立場にあるかということで、一応私なりに調べてみました。先ほど町長が言われたように、この消防団というものはある面では準公務員に評価されるということで、今まで消防団は自主的な組織であって、じゃ、どこが管轄か、なかなかこれは明確な答弁というのは出てこなかったんですが、今回これに当たって出てまいりました。

そういった中で、今一番問題になっているというのは、その操法大会です。聞いてみると、先ほど言われたように、白子町に限らず近隣町村、押しなべて全国そういう傾向にあるというふうに言われております。そういった中において、この操法大会の位置づけというのは、今後どういうふうを考えているのかお伺いします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいまの操法大会の質問についてお答えいたします。

操法大会につきましては、国におきましても団員の過度な負担とならないよう、消防庁からも各市町村へ助言をされております。団員の意見を尊重しながら、消防技術の習得を第一とした大会が理想となっております。

消防団活動につきましても、地域の理解と団員の負担を考えながら、今の時代に合った消

防団組織の構築が必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 今答弁いただきましたが、ふだん耳にしたりするところによると、消防団は言葉は悪いんですが、勝手にやっているというか、自主的にやっているからというふうに聞こえて、要は責任団体、基本的にこれは自主的な組織であり、要は団の幹部が一応やっている。なおかつその統括に広域消防、今、でやるということになっています。そういった中には、代表として茂原の市長があり、各町村首長が副という立場で関わっていると思います。

そういった中で、先ほど総務課長からも答弁ありましたが、今調べていく中で、先ほど私が申し上げたのは、若い世代がこういったことで問題があるんだったらもう町にいたくないという非常に寂しい話がありました。なおかつ調べている中で出たのは、これは大変なことなんです、操法大会からのあつれきにより、自死者が全国の中に発生しているという記事も載っております。そこまでは基本的に考えたくないんですが、いざ災害に必要な消防団員といいながら、随分環境的には寂しいというところにあっております。

ですから、この辺、操法大会については、町もそうですが、よその町についても聞くと、いや、メンバーがそろわないんだったらそこはいいよという意見が言われるそうです。ですが、これがまた今度問題になるのは、一般団員はそれでいいかもしれませんが、中間の役員、消防団の役員なんですよ。じゃ、やらなくていいところがあるんならうちもやらないとなった場合に、これは全て総崩れになって、操法大会そのもの自体の存在がなくなる可能性が十分あるわけです。そういった手だてはどういうふうに考えているのか、2点目伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 操法大会につきましては支団の幹部が一方的に決めておるわけではありませんので、部長会議等でやり方等を検討されていると思います。

まず軽減策といたしましては、毎週行っている練習につきましても、例年ですと3回やっていたものを2回に減らすとか、一応その辺、随時団員の負担軽減のほうは図られているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 操法大会等については、現状そういったことでなっております。

2点目としまして、消防団員に対する支援、前にも私質問でしたことがあるんですが、要は昔、三十数年前、私どもも消防団に入っていて、毎年年初めに初め式があって、茂原の市民会館で式典があって、班長婦人、部長婦人、ステージに上がって表彰される、そういう光景等もありました。みんなに支持される消防団というイメージを私は持っていたわけですが、昨今そういうのはどういうふうになっているのか。先ほど答弁の中で、年間手当が、ないより最初はあって、それはそれでいいんですが、実際お金だけじゃなくて、その位置、地位といいますか、そういった評価というのをやっぱりみんなで盛り上げていかなければ、一番肝腎、命をかけるときに戦う人たちが、何かふだんどうでもいいと言われる、その辺の評価改善について、もし町長の見解があったら考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 消防団のことについてなんですけれども、先ほど、今のご質問とちょっと違うんですけれども、費用についての、広域で今検討されているんですが、これ値上げすることは間違いのないわけです。ただ言えることは、ちょっと茂原市が難色を示しているところがあって、本来人口割で全部負担をやっていたんですけれども、これじゃ、向こうは自分のところの消防団員が何人だから、その比率でやってくれという形で茂原市が難色を示している部分もあるんですけれども、そういうところもあります。

この消防団に関しましては、確かに大規模な災害とかそういうものがあると、自主組織である、こういう消防団活動の貢献というのは相当大きなものになると思います。

しかし、実際私も消防団、若干入っていたことがあるんですけれども、実際に勤めながら消防団活動をどんどんやるというのは、ある面では非常に厳しいところがあります。ですから、その辺は、例えば消火そのものを、それはやはり専門の広域消防のものに、ある面ではもう移譲しなければいけない部分が相当あるような気がします。近隣で、そこの地域に結構、例えば農業をしている人たちだけであれば、そういう人がすぐ集まって近隣の消防はできるかも分かりませんが、恐らくほとんどがやはり広域の消防が来て火を消すとか、そういう形になってしまうと思うんです。

ですから、この活動自体も結局そういうことじゃなくて、例えば火災の後の後片づけとか、今後はそういうものがやはり主体のものになっていくんじゃないかというふうに思いますので、ですからそういう面で、例えば操法のあれが非常に負担になっているとか、そういう形になりますと非常に大変だと思いますから、ある面では、広域の中の、広域消防の中の各支団という形に位置づけされておりますけれども、この辺はやはりある面では今後ちょっと検

討していかなければいけないと、私個人的にはそういう見解を持っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） そういった関連になりますが、先ほどから私もお話しはしているんですけども、各市町村どこへ行ってもこの問題は抱えているんです。だけどあまりこれ表面が出てこないんです。今回私が調べた中で、消防団の中の一番大きな問題は、幹部職員、管理者、あとOB、その辺の圧力があってなかなか本当のことは言えないし、理解してもらえないということでもあります。

そういったことであれば、幹部は町のほうも、やっぱり管理職員であります。私どもはある面では、若いときに消防団をやって、ある面ではOBですが、昔がこうだったから今こうしなきゃいけない決めはないと思いますけれども、かといって災害時にはどうしても必要にな消防団であります。その存続については、各首長さん、やっぱりテーマとしてその話合い、またその結果を各団員にきちんと伝えていただきたい。

先ほどとちょっと話が重複で、問題になるかな、要は操法大会についても、はっきりと団員のほうに、町の見解、管理者の見解を伝えるべきだと思います。それが中途半端だと本当に間で苦しむ人が出ます。

次に入ります。

次、大体各地で一応言われるんですが、職員を前に大変僭越ですが、防災対策の中で、やっぱり第2、第3、いろいろな発動例があって、いざとなると職員の発動が言われます。これもどこの町村でも言われるんですが、やっぱりこれはそういうふうに機構的に持っていくのであれば、常時在住については、何らかの職員の認識、または経営者としての、何とか制度、手だてを考えるべきじゃないかというふうに思っております。

物の本の中には、消防団については各家庭の団員もいますが、地域在住の企業から団員を出してもらって、その企業に対して税金とかその他の手だてで一応便宜を図る。学生においては、消防団に入ることによって、その肩書認証を行政が認める、その人のいろんな就職等においての手だてになる、そういうことも書かれております。やり方はいろいろとあると思いますので、その辺をぜひ、まず第一に話題に出していただく、いろんな検討はちゃんとして、明確に当事者団員に伝えていただくということを要望しておきます。

次に入ります。

これはまたかというかもしれませんが、スーパーの関係でございます。

スーパーハヤシが撤退して丸一年になります。その間、町長はいろいろ、次の話はありませんでしたが、実質ハヤシの店舗の後にはドラッグストアが入ったと、それだけであとは何もありません。

その間、今回の中に出てくるのは、先ほどちょっと言いましたように、朝市とか移動スーパー、特に朝市なんです。私も3月4日、実は白子様に当然挨拶していますので、祭りに行ってました。出店先、テントを張ってあったんですが、そこで食料云々というと、魚業者1店、野菜関係では私が管理、経営しているひまわり、2つであります。存在ゼロとは言いませんが、今後の町民の食材云々を考えるには、スタートにしてもあまりにも寂し過ぎる。2回目、3回目も何かあまりはっきりしていないというふうに聞いております。

ですから、その辺の今後の朝市、かといって朝市関係者、かなりやる気もあるようでありますし、町もそういう職業を抱えているんであって、やっぱりこれはきちんと結果を出すべきだと思います。

もう一つ移動スーパーなんです。私は現場に行ったことはありませんが、周りで見ている人を見ると、そこに居る時間も少ないし、来る客もそんなにいない。町長独自の評価にもかなり辛辣な地域の意見が出ておりますので、今スーパーと云って、すぐできるわけじゃないというのは、それは当然だと思いますけれども、この辺の手だてを考えたら、もう少し何とかしなければ。

私になぜこの質問をしているかという、3月の議会で、これ誰も聞いていないよねと言われちゃったんですよ。町も考えていなければ、議員も考えていないと。そういうことを言われなかったために、私はあえてまたここで言っているわけで、いろいろ課題はあると思いますが、これ一日も早い解決をして、やっぱり移動スーパー自体悪いとは言いませんが、映像に出てくる移動スーパーであると、カンネンすることは、言葉は悪いですけども、僻地とか山間地なんですよ。こういった地域、町において、移動スーパー自体を主とするのは、まだ早計であるし、再度町をにぎやかするためには、もう一回考えてほしい。

時間が来たので、私はまとめの要望だけで終わります。

町は、第5次で出してあります、住みやすいまちづくりとか、テーマは書いてあるんですが、現状はそれに反しております。ですから、これをやっぱりきちんと考えて、ただ文章的に点数を甘く書くのではなくて、町民が本当にいい点数をくれるような行政を求めて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。昼食のために休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君の一般質問を許します。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

大きく2項目にわたりまして伺いますので、よろしく願いいたします。

1つ目に、都市計画マスタープランについて伺います。

市町村の都市計画に関する基本的な方針は、平成4年に都市計画法の改正により導入された制度でございます。この市町村の都市計画に関する基本的な方針は、町の都市計画の総合的なプランであり、土地利用、都市施設、都市開発事業などの基本方針に即して、地方自治法に基づき附属機関として置かれ、議会の審議を経て決定され、その基本方針は沈滞なく住民に公表され、県知事へ通知されたはずであります。

この主な内容は、1つとして基本方針の本文と附属の図面でございます。

2つ目に、将来の生活像を想定し、目指す都市像の実現のための主要課題、課題に対応した整備方針、言わば全体構想として明らかにするというところでございます。

3つ目に、地域別にあるべき市街地像。実施されるべき施策の方向を地域別構想として明確にすることでございます。

最後の4つ目には、実現に向け定める都市計画の実施すべき計画事業の種類決定と実施の時期をも明確にしたプログラム作成でございます。

この4項目を基に、白子町では平成11年3月30日に白子町都市マスタープランを作成いたしました。これは、町の一大プロジェクトとして企画課から都市計画課を分離し都市計画課をつくり、県より都市計画の専門家を呼び、20年先の白子町のまちづくり構想の実現のためスタートしたはずでございます。調査、立案、資料作成を平成6年より平成10年まで5年間を費やしてきたはずです。その後、実施計画に基づいた白子町のまちづくりに生かされていない経過、何ゆえ総合計画とを含めて見直しを定期的にされなかった町執行部及びマスタープラン事業の予算執行に賛成し、何らチェックしていなかった議会、町住民へ深く謝罪と反省が必要だと私は思います。

土地利用計画に住居ゾーン、商業・観光・レクリエーション系ゾーン、シビックゾーンに分け、住機能、住まいですね。職機能、これは職場です。遊機能、これは遊ぶ機能ですね。基本構想を基に都市と自然の接点地域として、地域の特性を生かし、豊かな自然をベースとしながら、新しい機能の導入や従来の都市機能の高質化を通じて、健康な中で住・職・遊、さらに文化発信の都市機能が調和した質の高い環境で、誇りを持って暮らせる健康生活都市白子町の実現に向かってと、当時の町長は町住民へ決意を述べております。24年ぶりの、現執行部より白子町都市マスタープランの見直しと、コンパクトシティ構想の実現へ私は称賛と賛嘆の意を表したいと思います。

1つ目、平成11年度に作成した構想の見直しをされなかった理由は何なのか。

2つ目に、当初の予算はいかほどだったのか。

3つ目に、何ゆえ基本方針の実現につながらなかったのか。

4つ目は、今後のまちづくり基本条例を基に、現在取り組んでいる白子町都市計画マスタープランの改定策を伺います。

大きな2つ目に、带状疱疹ワクチンの接種の補助事業について伺います。

带状疱疹は、50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。水ぶくれと赤い発疹が体の左右どちらか一部に広がり、強い痛みがある皮膚の疾患でございます。症状は三、四週間続き、上半身及び顔、手、頭などに表れるとも言われております。ワクチン接種によってウイルスの増殖を抑制し、痛みを緩和し、合併症や後遺症を軽減する働きがございます。町では、インフルエンザ予防接種、子宮頸がん予防接種等々の補助事業がございますが、これに加え、带状疱疹ワクチン接種に対する補助事業の促進の考えはあるかを伺います。

2つ目に、他の自治体の裁量において補助事業を執行されているところを伺います。

合計7点の質問に対し、明確なる答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 東海林議員のご質問にお答えします。

まず、マスタープランについて、①としまして平成11年3月30日作成されたプランの見直しを5年ごとに改定されてきたかということですが、都市マスタープランは5年ごとに改定の義務はなく、町の上位計画である白子町総合計画及び都市の動向に大きな変化が見られなかったため、これまで改定はしてこなかったということですが。

次に、作成当初の予算はということですが、白子町都市マスタープラン策定開始当初から予算書、決算書では個別の予算が把握できないことから参考値となりますが、白子町都市マスタープラン策定調査業務に2か年、おおむね1,460万円の予算を要したと思われます。

このほか、都市計画図作成業務及びパンフレット等印刷業務におおむね780万、都市計画原案作成業務、都市計画基礎調査業務、都市計画審査会資料作成業務等におおむね3,660万、都市計画決定までに合計5,900万円の予算を要したと思われます。

次に、作成とともに農振除外の諮問がされてきたかということですが、農振除外の諮問については、過去資料を調べましたが、確認できる資料はありませんでした。

次に、まちづくり活用につながったかということですが。

白子町都市マスタープラン策定後、都市計画決定を行い、建設物に係る基本的なルールを定めることができるようになり、農地の保全、生活環境の悪化を抑え、住みよいまちづくりの構築につながってきたものと考えております。

次に、今後の改定対策はということですが、白子町都市マスタープランの改定については、町の上位計画である白子町総合計画の見直しにより、大きくまちづくりの方針が転換された場合及び、おおむね5年ごとに県から依頼で行う都市計画の基礎調査の結果を踏まえ、その状況に応じて必要とあれば白子町都市マスタープランの改定を検討したいと考えております。

次に、帯状疱疹ワクチンの件ですが、ワクチン接種の推進、促進はということですが、ワクチン接種は疾病の発症、感染予防から意義の大きいものと認識しております。そのため、感染力が強く、発症した際の健康被害や蔓延による影響の大きい疾病については、予防接種法に基づく定期接種として町が全額または一部助成により接種を推進して

おります。

带状疱疹ワクチンについては、認可されているワクチンですが、国の推奨する定期接種と異なり、任意接種となります。その副反応や有効性は、現在、厚生労働省予防接種・ワクチン分科会にて定期化の是非が検討されていることから、ワクチン接種の推奨に関しては、国の動向や他市町村の状況を注視し、判断してまいります。

また、带状疱疹は加齢による免疫低下等が発症リスクとされております。そのため、町民の体力の保持増進のため、健康づくり業務の推進、啓発を行ってまいります。

次に、他行政の補助事業内容についてということでございますが、带状疱疹ワクチンを助成している自治体は全国で185か所です。千葉県内の近隣自治体では、いすみ市、長生村、我孫子市、鎌ヶ谷市が助成を行っております。各自治体50歳以上を対象にしておりますが、助成内容は様々です。当該疾病に効果があるとされるワクチンは、接種回数の異なる生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。2種のワクチンの助成を認めている自治体と、片方のみを認めている自治体があります。1回当たりの助成額は、生ワクチンで2,000円から4,000円、不活化ワクチンで5,000円から1万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 答弁ありがとうございました。

まずは、プランの見直ししていなかった理由でございますけれども、5年ごとの見直しというのは特定の決まっていることじゃないんだと。しかしながら、総合計画を検討しているわけです。総合計画の中にまちづくりをどうするかという、そういう前提の中で総合計画とこの都市計画プランというのは、同時並行でこれは進んでいかなきゃならないわけですよ。これがおざなりになっていたという、その中に震災とか様々な問題が大きく、日本全国を揺るがすような問題が発生しているわけです。当然、そこで見直しはしなきゃならない。地方創生の問題等においても、そこで大きく流れが変わりました。それでも、この都市計画プランの見直しをされていなかったということは、ちょっと私には理解できないんですけれども、その辺の、本来は職員のほうから、こうこうこういう状態で見直ししていくべきではないですかという意見が出てこなきゃならない。また、議会からもそれは出てこなきゃならないだろうと思います。その辺がずっとおざなりになっていたということはいかがなものなのかを、明確に説明いただけますか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私もはっきり言いまして、前にあったこのマスタープランの原稿というか元は、初めてこの間見たわけでごさいます、それで、これを見ますと1994年時点の人口1万3,000人が基礎になっておりまして、それで2005年には1万7,000人、2015年には2万1,000人になるという、そういう前提条件のプランニングでございました。ですから、これは全く違ったという、現状からすると半分なんです、人口が。ですから、これ自体やらなかったこと自体は、まず非常にまずいことだということだと思います。これは本当に申し訳なかったと思っております。

ただ、なぜこれができなかったかということは、当然、総合計画が第3次をつくった段階で、やはり外部の事業所とかそういうものを入れて3次計画は立派なものできているわけです。4次、5次は全く焼き直しです。小手先だけ全部やった。ですから、総合計画自体にやはりちゃんとした計画的な改定がなかったというのが一番大きな要因だというふうに、私は思っています。

そこへ来まして、今回、5次計画の後期計画でもう大幅に変わってきているわけでごさいますので、今回、こういうマスタープランの改定は当然進めていくべきだというふうに私自身は思っています。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 当時にこういうすばらしいパンフレットを作って、この図面に、この地域は住居地域、この地域は職業地域、遊地域という形の部分をつくって、非常に今回、マスタープランとよく類似している部分がございます。これは、この都市計画というのは、以前からの積み重ね、蓄積がないと、今新しくぼんとはできることじゃないんです。蓄積があった上で、新しく改正、改正ということをしていかなきゃいけない。その中で、本当に住んでよかったというまちづくりが出来上がっていくわけで、この辺を、ここに本当にこの内容、以前の町長の答弁とか挨拶とかという部分を見ると、すばらしい内容を書かれて、それでこれが皆さん、住民にも行っているわけですが、これは本当に改正なり見直しを総合計画と共にされていなかったという部分は残念でしょうがないんです。非常に残念です。

今、町長から、当初予算は合計すると約5,900万、そこに新しく都市計画課というものを一大イベントとしてつくったわけですよ。この人件費を合計すると1億強ですよ。本当に私は、小さな財源の中で有効活用していくんだという部分のものが、この1億を超える予算が本当に活かされてきたのかということが、残念でしょうがないんです。

ちょっと建設課長にも伺いますけれども、このマスタープランがなぜまちづくりにつながっていくような流れができなかったかということ、担当課として答弁いただけますか。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、マスタープランにつきましては、これまでの計画につきましては、限りある土地を有効に利用して保全するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなどの土地需要を量的に調整することを目的として、そういう役割として策定されておりました。これによりまして、既存の住宅または、住宅可能なエリアでの住まわれている方の安心・安全が保たれてきたというふうに思っております。その中には、先ほど東海林議員のほうでお話がありましたとおり、絵の中にはいろいろなゾーンがございますが、農地の保全だとか、今まで既存の住宅の住まわれている方の居住空間の保全もその中には含まれております。

そういった中で、総合計画等でいろいろ施策が投じられてきたわけですが、可能なところについては、リビングシフトとか若者定住促進とか、そういう施策も入りながら、また健康増進というような施策を行ってきておりました。大きくは土地の利用、まちづくりのことにってはちょっとあれなんですけれども、土地の利用に関しては、そういったことで変化がなかったものですから、見直しがされてきていなかったというふうに思われます。

ただ、東海林議員のお話のほうにもありましたとおり、今まで見直しがされてこなかったというのは、その土地利用だけではなくて、そういったいろんなものを含めてやってこなかったということは、その部分につきましては、いただきましたご意見を真摯に受け止めて、新しいマスタープランに今後コンパクトプラスネットワークとか、いろいろなものを含めてしっかりと実施していきたいと思っておりますし、これからは定年の見直しとかも含めて、プランニングに対する実践度とか、そういったものを検証しながらやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この都市計画を、まちづくりを考えていくなれば、本来ですと区画整理法でいくのか、土地収用法でいくのか、この辺を踏まえて農業振興協議会のほうに除外の申請をまずしていくという流れが、これは必要なわけですが、過去の部分で諮問がされていないと。これは、過去にこういう諮問がされていく流れがあれば、先ほど梅澤議員のスーパーの関係の部

分にしても、非常にある面においてはスピーディーに事を進めることができるわけですがけれども、これがもう最初の部分からスタートしなきゃならないと。過去の部分においては諮問されていないということでございましたけれども、産業課長に伺いますけれども、ここをいわゆる総合計画の第3次の見直しがあった時点における諮問はあったのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農振除外に関わる諮問ということになりますと、町の農業振興協議会が受け持っております。それを、過去の資料を確認しましたがけれども、それは町からのそのような諮問はございませんでした。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） そういうことで、本当にまちづくりを進めていく決意があったのかなということ非常に疑問に感じているわけです。本当に財源が少ない中での1億を、人件費を合わせると1億を超えますよ。これをなぜこう、積み重ねていくことができたかなということを深く感じているんですけれども、今後、本当にこの辺を執行部または議会もそれに賛成したんです、過去に。過去の議会。チェックもしなかったんです。これは、非常に住民にも申し訳なかったなということ深く私自身も議会の一人として感じているわけでございますけれども、その意味で、今取り組んでいる改定策が非常に大事な、もう本当に加速、増して取り組んで、みんなで執行部、議会、住民みんなで取り組んでいかないと、本当にいろんな意味で後れを取るなど、こういうふうを感じるわけですがけれども、この辺の取組の改定の決意を、企画課長、一言述べていただけますか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

各、今までの宗島議員あるいは梅澤議員さんの質問などとも大変関連してくるようなお話でございますけれども、後期の基本計画というものを今回つくるに当たりまして、ご指摘のように焼き直しだというようなご意見もあった中で、手を加えて少しいじらせていただきました。

さらにその上で、町長からの例えばまちづくりの方向性、自らのご意見等もありましたので、白子版ですがけれどもコンパクトシティの考え方、そういったものを入れさせていただいておるところでございます。

その後期基本計画に従いまして、この後、建設課を中心に都市マスタープランなどを改定していくわけですが、先ほど宗島議員のときにもお答えいたしましたけれども、本課においても交通計画ですとか、ほかの課においてもいろんなプランが、これあと次々と策定、改定、成立させていくというような作業がございます。こういった一連の流れの中で、やはりちぐはぐにならないように、そしてまたうたわれている内容が実現できるようというふうにしていくのは執行部の責任だと痛切に感じておりますので、今後、5年後、10年後を見ていったときに、結局何もできなかったなど言われぬように努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ありがとうございます。

ぜひどうか、過去にこだわっていたんでは進まない部分があるかと思っておりますけれども、でもこれが過去の白子町の現状だったので、今後は変えるよと、こういう決意の中で進めていかなければならないなというふうに思います。

続いて、帯状疱疹に関してでございますけれども、これはある面においては体力がかなり落ちていく中で帯状疱疹になっていく場合が多いんですけれども、特に体力が落ちつつある50代から80代の方々になる可能性が多いということで、まだまだ国からのそういうものが、補助制度がないという部分がありますけれども、近隣を見ますと、いすみ市とか長生郡市は早々これを取り組んで進めているわけですので、ぜひこの辺も、やっぱり重症化していきますとそれ以上の費用がかかってくる場合もありますので、前向きに検討していただいて、まだまだ全国的には低い部分があるかと思っておりますけれども、検討の余地はあるかどうか、この辺を伺いたいと思っておりますけれども、健康福祉課長、いかがですか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたけれども、帯状疱疹ワクチンにつきましては、副反応や有効性は国において定期化の是非が今検討されている状況ですので、国の動向また他市町村の状況を見つつ、令和6年度以降の実施につきまして前向きに検討したいと、今現在考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 最後に要望として、ぜひ、この部分を前向きに取り組んでいただきたいと思います。

本当に健康という部分で、健康でなければ住んでよかったという実感は生まれてこないわけで、この辺にやっぱり行政も力を注いでいただくということが大事なことじゃないのかなと思いますので、今後、要望として申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で、6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時45分といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布いたしました議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2、発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書を議題にしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2として発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書を議題にすることに決定いたします。

◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ないし追加日程第2、発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書までを一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、発議案第1号についてご説明申し上げます。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年6月8日。

提出者、白子町議会議員、宗島理仁。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第6において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第1号に伴う発議案であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指したものです。様々な条件に影響されることなく、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の最も重要な責務を果たすため、必要不可欠な制度であります。白子町における教育行政も義務教育費国庫負担制度を前提に進められています。

よって、国においては最優先の行政課題として義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、財務大臣、文部科学大臣及び総務大臣に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

続いて、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年6月8日。

提出者、白子町議会議員、宗島理仁。

賛成者、白子町議会議員、市川隆子、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の日程第7において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第2号に伴う発議案です。

子供たちの教育環境の整備を進めるためには、教育関連予算の十分な確保が必要不可欠です。そこで、安全・安心で個別最適な学びを実現する公立学校施設整備費の充実、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど7項目について、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、財務大臣、文部科学大臣及び総務大臣に対し、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書として提出するものです。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について質疑を行

います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎承認第1号～承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 続きまして、日程第9、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてないし日程第11、承認第3号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、提案説明をいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）は、税務課長より内容説明をいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についても、税務課長より内容説明をいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）は、健康福祉課長より内容説明をいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明させていただきます。

白子町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

提出議案資料の1ページ目をお願いします。

まず、専決処分の理由ですが、地方税法の一部を改正する法律、その他関連する政令及び省令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、これらの改正法との整合性を保つため、当該条例について改正の必要が生じたために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の改正で主なもの、条例に関わる部分についてご説明させていただきます。

まず、固定資産税に関する改正でございます。

大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減免についてでございます。附則第10条の2第7項、令和5年4月1日。

改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分に係る固定資産税額を3分の1に減額するものでございます。

こちらの長寿命化につきましては、町村の場合、県の認定を受ける必要がございますので、県のほうへ確認をしたところ、現在、白子町におけるマンションの大規模修繕に関する、まず打合せ等は来ていないということございました。

次に、軽自動車に係る改正でございます。

グリーン化特例の延長についてでございます。附則第16条、令和5年4月1日施行。

こちらにつきましては、より環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、種別割について電気自動車等のグリーン化特例の適用期間が3年間延長されるということになりましたので、それに関する条例について改正を行うものでございます。

延長については、次ページです。表のようになっております。

表の一番上の上部にあります環境性能割の延長もございますが、こちらにつきましては地

方税法のみの改正でありまして、参考資料という形になります。

こちらは車両購入時の部分でございます。通常言われる種別割、車税と言われる部分につきましては、このグリーン化特例というのが適用対象となって、3年間の延長ということになります。

例を挙げるのであれば、グリーン化特例対象車両につきましては、種別割、軽自動車税がこちらによると75%減額されることとなりますので、通常1万800円の軽自動車税が特例対象車については75%減額され、2,700円という形のものが延長されていくということになります。

ちなみにグリーン化特例車両につきましては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車のことでありまして、現在の軽自動車での登録車種等は少なく、本町において軽自動車税全体への影響は少ないものと思われまます。昨年度の登録車は5台でございました。

その他として、法令に合わせた規定の整備等を行っております。こちらにつきましては、法律及び省令の改正に対応するために項ずれ、引用条項の整備を行ったものでございます。

なお、資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で、専決処分した白子町税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

引き続き、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

まず、専決処分の理由ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、議案説明資料の2ページ目をご覧ください。

改正の内容ですが、まず第2条の国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。課税限度額を国基準と同額とするものでございます。

次ページをご覧ください。

現行と改正という形で書かれてございます。後期支援分につきましては、課税限度額を現行の20万円から2万円引き上げ、国と同等の22万円とすることでございます。

国基準の改正の趣旨といたしましては、医療費の増嵩が続く中で、高所得者層に負担を求めることで、中間所得者層への負担を配慮し、保険税負担の公平性を確保するための改正ということでございます。

続きまして、第23条、低所得者に対する保険税軽減措置に関する判定所得基準の見直しを行い、低所得者世帯への軽減拡大をいたします。今回の軽減は5割、そして2割ということでございますが、まず5割軽減世帯につきましては、基準額に加算される28万5,000円を29万円に、2割軽減につきましては、同様の加算額を、52万円を53万5,000円にそれぞれ増額するものでございます。

基準額の比較については、資料の3ページの比較表でご確認いただきたいと思います。

続いて、4ページ目です。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少したことによる国民健康保険税の減免の終了についてでございます。

本事業につきましては令和4年度で終了いたしました。しかしながら、4年度中に資格を取得し、普通徴収の納期限が5年4月以降となる場合もございまして、それへの対応となります。そのときの財政支援の対象となるための期間延長とするものでございます。

延長期間は1年間ということになっております。

以上をもちまして、専決処分いたしました白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

なお、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

承認第1号、承認第2号について、ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料、4ページをご覧ください。

今回の改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の介護保険1号被保険者の保険料の減免について、令和4年度までで終了となりますが、令和4年度末に資格取得したことにより普通徴収の納期限が令和5年4月以降となる場合も財政支援の対象となりますことより、減免措置の追加を行うものでございます。

この対象者につきましては、本年3月に65歳に到達する者13名、また3月に本町に転入した者4名、計17名となっております。該当者につきましてはゼロ人となっております。

なお、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、専決処分いたしました白子町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わり

ます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 国保税の限度額、先ほど課長のほうから説明がありましたように、限度額ですから高額所得者が対象になるということなんですけれども、国保は今年度、後期高齢分が値上げ、多分前年度も値上げ、2年続けての引上げだと思うんですが、保険料負担の上限引上げによって影響を受けるのは、先ほど言いましたように高所得者なんです、家族構成によって違うと思うんですが、どのくらいの収入がある方が限度額対象となるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 収入ベースでよろしいでしょうか。

家族4人、父、母、子供2人というイメージでいきますと、大体900万から1,000万ぐらいというふうに想定できます。

ただ、家族構成等にもまたよりますので、そちらはちょっと違ってくると思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 大体、恐らく家族構成によって違うから、もうちょっとのところもあるかと思うんですが、国のほうでは、高所得者の割合というのは加入者全体の1.51%になるように設計されているというふうに言われているわけですが、町ではこの高所得者に当たる世帯といますか、これは何%ぐらいになっているんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 現在、今回の見込みですが、34世帯を予定しております。実際に1%ないという形になります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

それで、今回は限度額を上げるとともに、5割、2割の軽減判定、所得基準の上げによって対象世帯が拡大されてくるわけなんです、それは軽減世帯が何世帯増えて、合計で何世帯になる見込みなのか伺います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 5割軽減世帯、2割軽減世帯、合わせて17世帯増える見込みでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、世帯が増えたことによる影響額について伺います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 軽減対象世帯の拡大により、約56万円ほど影響が出ます。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 白子町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 年度末に国保に加入された方のみということによろしいのでしょうか。

それから、今までの減免の申請状況がどうだったのか伺います。

○議長(酒井良信君) 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長(片岡秀樹君) 質問にお答えいたします。

対象者は国保加入者でございます。

今までの状況なんですけれども、令和4年度減免者数1名でございます。減免額が4万9,560円となっております。令和3年度が減免者数4名、全額免除が2名、半額減額が2名の4名でございます。減免額が27万4,260円となっております。

こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長(酒井良信君) 14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) これは、普通徴収、特別徴収、両方が対象になるということではないのでしょうか。

○議長(酒井良信君) 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長(片岡秀樹君) 普通徴収が対象となっております。

以上でございます。

○議長(酒井良信君) ほかに質疑ございませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第3号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第12、議案第1号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第15、議案第4号 令和5年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第1号ないし議案第4号までの提案説明をいたします。

議案第1号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

これは住民課長より内容を説明いたします。

議案第2号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

こちらも住民課長より内容を説明いたします。

議案第3号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の締結について。

これは企画財政課長より内容説明をいたします。

議案第4号 令和5年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,765万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,665万7,000円とする。

令和5年6月8日提出、白子町長、石井和芳。

こちらも企画財政課長より内容説明いたします。

以上、議案第1号ないし議案第4号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号の内容説明について。

住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第1号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料4ページをお開きください。

今回の改正は、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものです。

改正概要は、コンビニ等のマルチコピー機による印鑑登録証明書の交付において、スマートフォンによる交付を可能とするため、規定を追加するものです。

なお、この条例の施行期日は規則で定める日から施行し、第11条第2項の個人番号カード利用者証明用電子証明書に定める部分については、公布の日から施行します。

また、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第2号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の5ページをお開きください。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、白子町立保育所条例について所要の改正を行うものです。

改正の概要としまして、第1条、第2条では、こども家庭庁に係る省庁から所管事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定の整備で、厚生労働大臣が行う権限を内閣総理大臣に改め、また、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除等に伴う条項ずれによる引用条項の改正を、第2条、第3条で行うものです。その他、法改正等に伴う文言の挿入、削除、修正等により関係規定の整備でございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日からです。

また、参考として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第1号及び議案第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 続きまして、議案第3号及び議案第4号の内容説明について。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第3号及び議案第4号について、内容説明をいたします。

初めに、議案第3号の内容について説明をさせていただきますので、提出議案説明資料の

5 ページをお開きください。

内容といたしまして、白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の締結について承認を  
求めるものです。

契約の方法、制限付き一般競争入札。

6 ページをお願いいたします。

契約金額、1億406万円。

工事の規模、内部改修及び外部改修一式。

契約の相手方、住所、白子町剃金706番地3、名称、株式会社安川、代表者職氏名、代表  
取締役、安川桂太。

以上でございます。

次に、議案第4号 令和5年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明  
をいたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,765万7,000円を追加し、歳入歳出の  
総額をそれぞれ52億2,665万7,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

2款総務費、1項6目企画費は、会計年度任用職員の職員報酬224万2,000円を追加するも  
ののです。町民生活支援商品券配布事業として、町民全員に1人当たり5,000円分の商品券の  
配布を行うもので、印刷や郵送といった事務経費を含めまして6,241万4,000円を追加するも  
ののです。

9 ページをお願いします。

旧国民宿舎白子荘内外の産業廃棄物を処理・処分するため、産業廃棄物撤去業務委託料  
3,000万円を追加するものです。

10ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナポイント申込支援業務委託料167万7,000円を追加  
するものです。

11ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金  
給付事業として、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円を給付するもので、委託料

などの事務経費を含めまして5,800万円を追加するものです。

12ページをお願いします。

介護サービス事業所施設等支援金として130万円を追加するものです。

13ページをお願いします。

2項3目児童措置費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、住民税非課税世帯等に対し児童1人当たり5万円を給付するもので、委託料などの事務経費を含めまして665万8,000円を追加するものです。

子どもの成長応援臨時給付金給付事業として、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し1人当たり1万円を給付するもので、委託料などの事務経費を含めまして726万円を追加するものです。

15ページをお願いします。

4款衛生費、1項2目予防費は、ワクチン個別接種促進事業協力金440万円を追加するものです。

16ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費は、農産産地支援事業補助金111万8,000円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,727万3,000円、個人番号カード交付事務費補助金167万6,000円、2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金600万円及び事務費補助金65万8,000円を合わせた665万8,000円、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金488万7,000円を追加するものです。

16款県支出金、2項1目民生費県補助金は、子どもの成長応援臨時給付金事業費補助金641万円及び事務費補助金85万円を合わせた726万円、3目農林水産業費県補助金は、農産産地支援事業補助金111万8,000円を追加するものです。

7ページをお願いします。

19款繰入金、1項3目公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金繰入金3,000万円を追加するものです。

20款繰越金、1項1目繰越金は、4,698万1,000円を追加し歳出を賄う財源とするものです。  
以上が歳入の主なものでございます。

なお、20ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。  
ます。

以上で、議案第3号及び議案第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の締結について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 確認の意味で質問いたしますが、この事業については、国からの助成金の関係で令和4年度内の事業とすることが望ましいということで、3月の第1回の定例会でお話がありましたけれども、この定例会終了後、制限付きの一般競争入札がされたというふうに聞いています。その結果が不調だったというふうに、まずお聞きしました。それで、その後、参加資格の見直しがされて現在に至ったというふうにお聞きしていますが、この参加の資格が見直されたことによって工事の内容に変更があったかということをお聞きをし、それから、差し支えなければ今回の参加業者は何者であったのか、これもお聞きをします。要は、参加資格が見直されたことによって、ここまで予定された事業に支障が出ないものなのかどうかということも含めてお聞きをいたします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、1回目が不調で終わったということでございますけれども、設計内容、2回目の入札と1回目の入札と全く変更はございません。

それから、今回落札後の契約に当たって、入札参加いただいた業者は2業者でございます。

それでよろしいですか。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） この制限付き一般競争入札をするに当たって、最初に参加資格を持った業者というのは、実はお聞きをすると郡市内か郡内で3業者ぐらいしか、この資格を持った方が入札に参加できないというふうなお話がありまして、これが要は不調に終わったということで、その後、参加の資格を見直されたということは、よく考えてみると、最初から見直しされたほうでもよかったのではないかというような気がいたしますが、この工事内容によって、それぞれ最初の方と後の方の資格というのは、どういう形で判断されるものなんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 入札参加の選定基準というものがございまして、こちらは千

葉県の建設工事等入札参加業者資格者名簿を参考に使わせていただいております。

建築一式工事については、本町では昔から1億円以上についてはA等級というような扱いになっておりまして、現在もそれを踏襲してございます。

今回、入札を執行するに当たりまして、予定価格が今申し上げました1億円を超えておりましたので、A等級で執行させていただきました。その1回目のときに、大多和秀一議員ご指摘のとおり応札者がゼロであったということから、この選定基準の中に発注基準の特例という規定がありまして、直近回に位置づけされるものを加えることができるというようなものがございますので、A等級1億円だったものをB等級の業者まで、B等級は2,000万円以上ということになるんですけれども、そちらまで広げさせていただいて、制限付き一般競争入札をさせていただきました。その結果、2者の応札があり、最低価格を提示した、ただいま申し上げた事業者が契約相手方としてなっておるということでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 1つ聞きたいんですけども、この工事の入札予定価格に対しまして、この落札額は何%になるのか。それだけ教えてください。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 予定価格に対しまして93.28%です。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ほかにございせんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 9ページの休養施設等跡地利用事業3,000万とありますが、先ほどの課長の話だと白子荘の内外の処理ということでしたが、アクアセンターのほうの中とか外の処理は入っていないということですよ。

それともう一点、この3,000万は、この後解体工事が予定されていると思いますが、それと併せて出すものですか。その辺を伺います。

それともう一点、12ページ、介護サービス事業所施設等支援事業、これはどのような内容か、あと、どちらの事業所か伺います。

2点お願いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

まず、この産業廃棄物撤去業務については、アクア健康センター周囲のものは含まれておりません。

それから、執行につきましては、解体工事とは別の発注になります。解体工事をやる前にこれを処理・処分をしてしまいたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 介護サービス事業所の施設と支援金につきましてご説明いたします。

こちらの支援金につきましては、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている事業者、こちらの介護サービス事業者の負担を軽減して、質の高いサービス等を継続して提供できるよう支援金を交付するものでございまして、介護の事業所ですね、4形態に分けておるんですけれども、まず入所系のサービス事業者、こちら定員50人以上の施設、町に1施設あるんですけれども、こちらに15万円。また、入所系サービス事業者の定員が50人未満、こちらは町に5施設ありますので、こちらに10万円。また、通所系サービス事業者、こちら町に9施設ございまして、こちらに5万円。また、訪問系サービス事業者、こちらは町に4施設ございまして、こちらに5万円給付する予定になっております。

説明は以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 白子荘のほう、産業廃棄物ですか、ごみの片づけだと思うんですが、これはもともとあったごみと理解してよろしいですね。例えば指定管理者が何か残したとか、そういうのはないですね。その辺だけ伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

もともと営業している最中に白子荘において使っていたものとなりますので、指定管理者のものではないと思います。指定管理者を解除するときに、指定管理者が持ち込んだものは基本的には持って帰っていただいておりますので、そこは大丈夫だと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ほかに。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 7ページの繰入金のところでお聞きをしますが、公共施設整備基金繰入金、これについては以前も質問いたしました、基本的に年度の基金の、要は積立額を5,000万とすることに、以前は目標を置いていったような気がするんですが、それで令和4年度はこれが増額をされたというふうに記憶をしております。それで、さらに今回3,000万という基金が繰り入れられますけれども、1つは、この原資はどこだということと、もう一つは、基金の目標額が設定されていたら教えてください。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

7ページの基金繰入金は、積み立てている公共施設整備基金から歳出予算の財源に充てるため崩すということでございますので、3,000万円の取崩しです。これは、大多和正之議員がご質問いただきました白子荘の産業廃棄物処理の財源に充てるものということになります。

それから、基金積立金の目標については、従前より定まっておりません。現時点でも定まっていないというような状況になります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 了解いたしました。

ただ、これから、以前からおっしゃっているように、公共施設の整備がかなり進んでいくだろうということで、要は基本的な後期の基本計画もそうですけれども、これらの財源をし

っかりとした形でスケジュールをしておかないと大変なことになるなというふうな気がいたしますので、ある程度この目標額は設定すべきだというふうに、設定しても基金の繰入れですとなかなかそこまでの到達はできないと思いますけれども、ある程度目安としてどれだけを、例えば第5次の中でかけていくんだというふうな、そういうことによって実質の公債費比率も出てくるわけですので、この辺をできれば設定していただきたいというふうにお願いします。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（酒井良信君） 日程第16、報告第1号 令和4年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第17、報告第2号 令和4年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について報告を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 報告第1号 令和4年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

報告第2号 令和4年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について。

これはガス事業所長から内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

報告第1号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 報告第1号 令和4年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月の第1回議会定例会におきまして、年度内の事業完了が困難として繰越明許の承認をいただきました事業について調整を行い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、繰越計算書に従いまして説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業675万6,000円は、顧問弁護士委託料として、昨年9月、補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。

同じく総務管理費、町防犯カメラ設置事業274万9,000円は、県補助金に対応すべく、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年3月末の完了を予定しています。

同じく総務管理費、庁舎LED改修等事業1億2,225万5,000円は、国の脱炭素化事業に対応すべく、昨年12月補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年3月末の完了を予定しています。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業466万2,000円は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金に対応すべく、昨年12月補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。6月末の完了を予定しています。

7款土木費、2項道路橋梁費、町道101号線舗装修繕事業2,000万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。9月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道105号線舗装修繕事業1,300万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。9月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道207号線舗装修繕事業1,600万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。9月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道3028号線舗装修繕事業550万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。8月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道111号線道路改良事業1,000万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年1月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道3175号線道路改良事業600万円は、当初予算に計上し、翌年度に

繰り越したものです。11月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道2206号線排水整備事業700万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。10月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道3369号線排水整備事業900万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。10月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道2181号線舗装事業480万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年2月末の完了を予定しています。

同じく道路橋梁費、町道3189号線舗装事業390万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年2月末の完了を予定しています。

14事業を合わせた翌年度繰越額の総額は2億3,162万2,000円となり、その財源内訳は表に記載したとおりとなります。

以上で、繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（酒井良信君） 報告第2号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 報告第2号 令和4年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について内容説明いたします。

議案説明資料の8ページをお開きください。

令和4年度白子町ガス事業特別会計予算のうち、予算の繰越しについて地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

事業名、ガス経年管整備事業。

事業費、6,710万円。この全額を翌年度に繰越ししたことを報告するものです。

繰越しの理由につきましては、関係機関との調整を要したこと等により、年度内に完成に至らなかったためでございます。

令和6年2月末までの完了を予定しています。

以上で、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、地方自治法施行令第146条第2項等の規定により報告されました。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第18、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月9日から6月13日までを議案調査のため休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日6月9日から6月13日まで休会することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

6月14日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 2時54分

## 令和5年第2回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年6月14日(水) 午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
8番	今関勝巳君	10番	板倉正道君
11番	大多和正之君	12番	齋藤鉄也君
13番	大多和秀一君	14番	市川隆子君

#### 欠席議員(1名)

7番 酒井良信君

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	増井角栄君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	芦原潤	書記	上代智也
書記	林昌弘	書記	篠崎勇祐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（梅澤哲夫君） おはようございます。

本日、酒井議長が会議欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、梅澤が議長を務めさせていただきます。何分にも不慣れでございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○副議長（梅澤哲夫君） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 北 田 百 人 君

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君の一般質問を許します。

3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 通告順に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、第1項目として、町の活性化について伺います。

イベントを採用した町の活性化について伺います。

コロナ禍も落ち着き、夏を迎えるに当たり、これまでに控えていたイベントの再開や新規開催を考えているか伺います。

次に、白子たまねぎ祭りの内容について伺います。

今年、4年ぶりに再開に至ったたまねぎ祭りですが、開催に至るまでの経緯や主催者が誰で、決定権がどこにあるのか伺います。

第2項目として、防災対策について伺います。

大地震に対する取組について伺いたいと思います。昨今、世界的にも国内でも地震が多発

しております。耐震性の低い役場庁舎内に対策本部を置いて大丈夫なのか伺います。

次に、避難道路である南日当橋の取付道路の進捗状況について伺いたいと思います。

東日本大震災から月日が経過し、記憶が薄れています。避難訓練の必要性とともに、避難道路の重要性を再認識すべきですが、南日当橋の取付道路の状況はどうなっているのか伺います。

以上、2項目4点について伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おはようございます。

北田議員のご質問にお答えいたします。

イベントを活用した町の活性化についてですが、本町におきましては令和4年度から5年度にかけて、白子町げんき夏祭り、青空祭り、しらこ温泉桜祭り、たまねぎ祭りや白子げんき朝市が開催されております。

最近開催しているイベントにつきましては、地域おこし協力隊や各種団体、関係する事業者などが主体となることによって、自らがアイデアや企画立案を行い、様々なメンバーが協力し楽しみながらイベントを実施、運営することで、大勢の来場者に参加いただいております、大きな成果が現れていると考えております。

今後とも町としては、イベントを実施しやすい環境を整え、多様性やイベントの持続可能性が高まるようなサポートに努め、開催する側、参加する側双方の連帯感が生まれることにより、真の意味での地域活性化につなげられればよいと考えております。

次に、白子たまねぎ祭りの内容についてというご質問でございます。

白子たまねぎ祭りについては、先月14日に4年ぶりに開催をいたしました。今回、以前まで行っていた、たまねぎ掘り取り体験を行わず、たまねぎ組合生産者による直売会を主として、併せて地元特産品の販売や露店等の出店を行うとともに、太鼓、ダンス等のパフォーマンス実演による開催といたしました。

当日の入場者数は約3,000人で、当日スタッフは、たまねぎの直売8店舗、それから特産品等模擬店出店51店舗、イベント出演者約60名、会場案内、駐車場及び周辺警備等で、延べ200人程度で対応し、うち役場職員は、事務局である商工観光課及び産業課職員12名で、また、前々日及び前日に職員数名で開催準備を行いました。

運営経費については、たまねぎ祭り実行委員会収支予算73万8,646円で、財源は前回開催

までの繰越金で賄うことといたしました。

今回の開催までの経緯ですが、本祭りも、他のイベントと同様に実行委員会方式により運営、開催しており、委員は農業及び商工観光関係者16名で構成されています。3年間のコロナ禍の中においても、その都度会議を開催し、開催の可否または開催の方法等について協議、決定してきたところですが、今回の開催について、本年3月に会議を開催し、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限も緩和されてきていること、また、地域を元気にと、出店イベント方式による開催を決定したところであります。

4年ぶりの開催、または開催内容の大きく見直しを行ったこともあり幾つかの反省点が見つかり、また、次回以降の開催経費の捻出も含めた課題もあることは否めません。今後、実行委員会において話し合いを進めてもらい、多くのお客様が楽しめるイベントとするとともに、長い期間を経て構築した白子たまねぎブランドを維持し、町の農業、観光がともに裨益のあるものにしていかなければならないと考えております。

次に、防災対策についてのご質問でございますが、大地震を含めた災害対策については、白子町災害対策本部条例及び白子町地域防災計画にて具体的な対策内容を定めております。その中で役場庁舎は災害対策本部と位置づけされておりますが、耐震性の低さについては承知しているところであります。一方で、平成30年に策定した白子町業務継続計画の中で、役場庁舎が使用不能となった場合の代替施設として、第1に青少年センター、第2に関小学校を活用すると位置づけております。また、白子町地域防災計画は、適宜見直しを実施して、町ホームページへ掲載しておりますが、町民への周知は分かりやすさが重要だと考えております。その対策として、令和2年3月に白子町防災の手引、白子町ハザードマップを作成し、各戸配布をしております。

なお、ハザードマップについては、今年度見直しを図り、発行する予定であります。

次に、避難道路である南日当橋の取付道路の進捗状況についてのご質問でございます。

町道1182号線の整備に関する進捗状況ですが、本路線は避難路としての役割を果たしているところから、重要な路線として認識はしておりますが、狭窄区間等の難しい課題もあるためなかなか進んでいないのが現状でございます。

昨年12月末に、地籍調査事業による剃金地区の登記がようやく完了したことから、道路線形を含む基本的な方針を定めるため、改めて本年度から事業化を視野に入れながら現地調査を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） お答えありがとうございました。

それでは、再質問をいたしたいと思います。

イベントですけれども、町のPRやブランド化、観光客の誘致に際し、今後どのようなイベントの展開を考えているのか伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

新たなものというものについては、このイベントについては昨年の6月、それから12月、本年の3月と各議員さんからいろいろご質問をいただいております。執行部として一貫して考えておるものは、新規物といたしまして、職員が100人も参加して長時間にわたって行うというようなイベントは考えておりません。これは一貫した新規のものについては、そういう考えでございます。

その上で、先ほど町長も答弁いたしましたけれども、地域おこし協力隊を中心といたしまして、町内に自主活動的にいろいろなイベントを目指して行ってくれている方々が増えてきているのも事実でございます。こういったところの、先ほどの答弁にもありましたけれども、イベントの持続可能性であったり継続性、そういったところの支援を町としてはサポートしていきたいと。

皆さん、つくる側、参加する側がやはり楽しみながら、自分たちのアイデアで行えるような、そういったものに今後も続けていければというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 分かりました。

次に、たまねぎ祭りについての再質問をいたします。

先ほど町長は、来場者数が約3,000人ということでお答えいただきました。4年前のたまねぎ祭りには、もっとたくさんの方が来ていたと思います。PRするのも確かに肝心ですが、その先頭に立つのは、実行委員会もさることながら、町の長たる町長ですね。それが前の宮崎県知事と同じようにトップセールスになってもらって、県外もしくは町外に発信していただければと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） たまねぎ祭りに関しましては、今まで4年ぶりということでありまし

て、来客数がちょっと減ったように思います。これは、ある面ではコロナがこれだけ続いたわけでございますので、そういう面では致し方ないところがあります。

ただ、今回変わったことが、いわゆる掘り取り体験の応援を、今まではホテル組合のバスを出して現地まで送って行ってという、そういうことをやっておったんですが、これはやはり委員会の中でちょっと問題があったということで、これは取りやめになったわけでございます。そのコロナのせいもあるわけなんですけれども。

そういうことで、今後も、この後、来月ぐらいに反省会と次年度の対策の会議もあるようでございますので、ただ言えることは、やはりここは主体がどこかということが、ちょっと問題がある面が実際いろいろ話では聞いております。本来であれば、やはりこれは主体はたまねぎ組合、たまねぎを作っているところが主体であるべきだと思うんですけれども、この辺が、せっかくここまでブランド的に白子町のたまねぎができてきたわけでございますので、これを落としては絶対駄目だというふうに思いますので、そういう面では、町は当然にしてそれを維持するためのいろんな方策は考えていこうと思っております。

今回、前回と同じだけばんとお客さんが来るというのがなかったことは非常に残念でありますけれども、これはおいおいまた改善しながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） それでは、運営費のことで伺いたいと思います。

補助金については、本来78万何がしがありましたけれども、あれはあくまでも4年前の補助金の残高だと思いますけれども、本来還元すべきだと考えますけれども、4年間も補助金の残高をプールしていたのはなぜかお聞きします。

○副議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 北田議員の再質問に答弁いたします。

たまねぎ祭り実行委員会の予算につきましては、ご承知のとおり、町一般会計予算からの補助金によるものではなくて、たまねぎの掘り取り体験の参加料及び実行委員会の構成団体からの負担金等によりまして賄っておりました。

新型コロナウイルス拡大の影響で、祭りの開催自体は見送りということになりましたが、実行委員会については解散することなく、その都度協議を重ねていたことから、その会議中において繰越金の状況等を委員皆様に明確に報告するとともに、事務局において通帳、印鑑

を別々に保有、保管していたものであります。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 分かりました。

次に、白子たまねぎのブランド維持なんですけれども、組合任せで大丈夫なんでしょうか。そこを町と一体化してやっていったほうがいいと思いますけれども、その点を伺いたと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 白子たまねぎは、皆さんが言われるように白子町を代表する特産品でございます。その特産品から多くのお客様につなげまして、農商工の連携を図っていくことということが重要だと思っておりますので、町長の最初の答弁でもありましたとおり、町としましてもそのブランド維持に努め、町の農業、観光がともに裨益のあるものとしていければと思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） たまたま、今、農業が話が出ましたけれども、これとは別件になっちゃうんですけれども、町では白子町地域農業担い手事業を今年から実施すると思えます。それは、いろいろな機械を買う補助金とか支援をすることだと思えますけれども、各部落によっては大きい農家もあるし、小さい農家の担い手農家もおります。その大きい農家、小さい農家を区別して支援するのか、それとも平等に支援するのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

地域農担い手支援の補助金でございますけれども、事業名のとおり担い手ということで、対象者については地区というよりは認定農業者、それから人・農地プランに掲げられている農家の方が対象ということになっております。ですので、町としては、それらの方々が今後、町の農業を引っ張っていただくという意味で支援しているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） これは通告していないのであまりしつこくは聞きませんが、小さい農家も極力拾っていただき、支援していただきたいと思えます。

次に、地震対策について伺います。

町地域防災計画は適時見直されていると思いますけれども、町民への周知は、先ほどの町長の答弁で、ホームページとかハザードマップということでやっていますけれども、そのほかには何か違う告知みたいなのがあるのでしょうか。

○副議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいまの質問でございますが、昨年度からSNS、LINEを使った防災情報、それを配信してございます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 分かりました。

次に、先月5日に石川県では最大震度6強の地震があり、また5月11日には木更津で震度5弱の地震がありました。近頃、地震が多発しております。大地震が発生するとインフラが破壊され、多くの方の生活に多大な支障が生じます。災害はいつ発生するか分かりません。有事の際の非常食や非常食料飲料水の備蓄について、過去にもお聞きしたことがありますけれども、そのときは町民の1割弱を備蓄しているということでしたが、現在の備蓄状況はどうなっているのか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） その質問につきまして、資料を持ち合わせておりません。多分、そのときと同じ程度だと思いますので、後日、正確な数字のほうを北田議員のほうにお示ししたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 備蓄はあくまでも一定量かと思いますがけれども、今後、食料、衣類などの配布、水道、ガス、電気及び携帯電話などの復旧に当たっては、自治体だけでは到底カバーできないものがあると思います。民間企業との災害時協定が必要だと思いますが、現在の取組について伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいまの質問ですが、災害協定につきましては、つい先日、町の建設業災害対策協会と、あと千葉土建一般労働組合のほうと防災協定のほうを締結したところでございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 次に、南日当橋の取付道路の進捗状況について伺います。

先ほど、地籍調査が終わって、これから調査するということですが、もうあの橋ができて5年か6年たちます。それでまだ全然手つかずということはどういうことなのか、その点を伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、本路線は避難道路として非常に重要な路線と我々も認識しております。現在完成している区間においても、歩行での避難については一定の効果は出ているものの、ご指摘のあります未整備区間の250メートルの狭い区間のまだ大きな課題が残っておりまして、非常に苦慮しているところでございます。

現時点では、道路線形を現道の拡幅でいくか、狭窄区間を避けまして新たな道路を造るなどの、そういうものを含めて何案か検討しているところでございます。

繰り返しになりますが、地籍調査事業の登記が12月に完了いたしましたので、改めまして現況調査を行い、基本的な方針を定めていきたいと考えております。

いずれの線形につきましても住宅部分に係る大きな補償が生じてしまうため、概略の線形ができましたら地域の方々にご説明いたしまして、ご意見を伺いながら、本路線が避難道路としての機能の拡大が図れるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 分かりました。

いつ災害が起きるか分からないんですけれども、これからの季節は線状降水帯の活発化により、自然災害にも警戒が必要と思われれます。

繰り返しとなりますけれども、南日当橋道路は有事の際の避難道路としてなくてはならない道路です。いつ頃をめどに着工予定なのか、いつ頃完成するのか、大体の年月を教えてくださいなればと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いつ頃をめどにということですが、以前も同様の件でお答えをしたところですが、いつ頃ということの明言ができないのが非常に苦しいところではございます。しかし、他の道路の整備とか維持補修等の事業のバランスを考えながら、できるだけ早く着工できるように努め

てまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 分かりました。

最後になりますけれども、特に自然災害に対する対策など、ふだん意識しない点については整備が遅れていると感じます。町として、このような面の対策にもしっかりと取り組むことが町民を守ることに繋がると思いますので、強く要望して一般質問を終わります。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、3番北田百人君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、議員各位からご指摘をいただきましたが、議事運営に不手際がありました点をおわびいたします。

一般質問は、会議規則第62条の規定により、同一内容の質問回数は3回までですので、質問を終結するようにしてください。

なお、要望は可能ですので申し添えます。

---

#### ◇ 板 倉 正 道 君

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君の一般質問を許します。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、通告順に従いまして質問をいたします。

（1）として、人口減少及び少子化対策について。

①として、国は異次元の少子化対策としてこども家庭庁を設立し、問題解決に取り組む、

その予算額は3兆5,000億余りとされており。また千葉県においても、物価高騰に……、子育てを支援しようと県内の市町村で現金給付を目指す動きが広がっております。県内でも少なくとも30市町村、補正予算に盛り込まれる方針を明らかにしております。郡内においても、睦沢町、長生村、長柄町、長南町は給付、茂原市も検討中とあります。白子町では、どのように考えているのか伺います。

②として、町は人口減少に対し、どのような歯止めや政策を考えているのか伺います。

人口減少問題の中で避けて通れない問題があります。例を挙げますと、私の住んでいる地元本関、13戸の中で未婚の男女が13名おります。白子町全体で何人ぐらいいるのか伺います。

また、この人たちは、結婚はしたいが相手を見つけられない、あるいは機会がない、縁がない、原因はいろいろあると思いますが、行政としてその取りかかり、きっかけが欲しいと考えます。町のアイデアづくりをし、一人でも多くの人が結婚に踏み切れるよう、企画づくりをお願い、これが人口減少に対し有効な一手であると思うが、町の見解を伺います。

(2)として、環境問題について質問いたします。

①白子町の一大行事だった花の広場、チューリップ祭りも、二十数年間の歴史の幕を閉じました。町内各所で展開している花の咲くまちづくりも行われているようですが、なかなか満足いく結果、成果が出ていないように思います。根本的に何が問題であると認識しているのか伺います。

②として、町は汚泥堆肥の処理問題に苦慮しているようですが、今後どのような対応を考えているのか伺います。

以上、2項目4点についての質問です。明確な答弁を求めます。

○副議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 板倉議員のご質問にお答えいたします。

国では、異次元の少子化対策として、今後3年間は、こども・子育て支援加速化プランに基づき、児童手当の所得制限撤廃や高校卒業までの延長、それから伴走型相談支援の制度化や出産費用の保険適用を含めた在り方の検討などに取り組む意向であります。

町でも少子化対策は最重要課題として認識しております。住民課に子育て支援係を設置するなど、できることから対策を始めております。

また、令和5年度白子町施政方針でもお示しましたが、安心な子育て環境・教育の充実と次世代育成の推進を柱とし、将来を担う子供たちが健康ですくすくと育つ環境の向上、子

育て支援のさらなる充実を目指すとともに、ICT教育を含む質の高い教育環境の整備に努めてまいります。

次に、人口減少に対して、どのような歯止めの手段を考えているかということでございますが、どのような歯止めや手段ということですが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、少子化対策として出生数が増えることは確かに重要ですが、子育て環境が整っていなければ出産しても町外に転出してしまう可能性もありますので、各課の事業や施策が縦横無尽に連携し、町を挙げて地域ぐるみで子育て支援を実施することが重要だと考えております。

人口減少の対策は一朝一夕に解決する問題ではなく、全ての対策、目標を地道に着実に実施していかなければならないと思っております。政府による今回の異次元の少子化対策も、非常に町としても期待しているところでございます。最終的に究極では、要は町が住んでよかったと思えるまちづくりが進み、住民満足度が上がる施策が最重要と思っております。

次に、環境問題について申し上げます。

花の咲くまちづくりにおいては、これまで思うように成果が上がっていないことはご指摘のとおりだと認識しております。理由としましては、播種の時期や播種方法または圃場管理が十分にできなかったことによるものと考えておりますが、昨年度においては、播種時期等の情報を得て、一部の圃場でやや向上傾向が見られたものと思っております。

今後は、さらに専門知識を有した方にお聞きしながら、播種した花に即した管理を行っていきたくと考えております。具体的には、環境課主管の美しいまちづくり推進委員会を強化し、役場全課及び県の専門機関と協力し、現状の桜等の適正管理や他課が所管する事業での景観形成や各課施設への花の植栽を推進しながら、菜の花、コスモスに続き、ヒマワリの育成も推進し、併せて町の観光拠点づくりを諮ってまいりたいと思っております。

また、状況に応じて適正な管理等が行えるよう、委託も視野に入れていくことも検討してまいります。

次に、環境問題についてでございます。

現在、各クリーンセンター内の汚泥の処理方法は、美しいまちづくり事業の一環として、遊休農地を借用し、花畑への初期肥料や町内各地に栽培している桜等の堆肥並びに必要なに応じて町民等の皆様方に配布し、発生した汚泥を消費しております。

今後は、近隣市町村等の事例を踏まえ、活用方法の見直しを図り、よりよい汚泥消費をするよう努力してまいります。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、一問一答方式で再質問いたします。

それこそ、郡内においても、さっき話したように、睦沢、長生、長柄、長南が給付を実行するということです。そしてまた茂原市も検討中という新聞報道がありました。その中で白子町は、今答えてもらえなかったんですけども、どのような考えをそこに持っているのか伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

先日、初日の宗島議員からも同等なご質問があったと記憶しております。県が行った保育所、年齢制限のある、上限としては高校1年生までの給付に対する補足の給付のご質問だと考えておりますけれども、先般もお答えしたとおり、郡内の状況等を町村会等を通じて確認をさせていただきまして、対応できるものについては対応したいと、このように考えております。

ただ、これは時期的なもの、今すぐやらなければならないということではなくて、まだ先、例えば9月とかでもできる可能性がございますので、そういった可能性は探っていきたいと、このように考えております。

なお、先般の補正予算でも出ておりますけれども、それ以外に国庫補助事業の非課税世帯等の子育てに携わっているご家庭に対する補助金の給付、それから本町独自の町民全員に5,000円の給付を行うというような対策も施しておりますので、そういったところもご評価いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、さっき質問の中で、私の住んでいる本関で13戸あります。

その中で、実は指折り数えてみたら未婚の男女が、それこそ13人いるんですよ。1世帯に1人いるような計算にもなります。町は、白子町の人口の中で未婚の女性の比率というか、何名くらいいるのか把握しているのか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問の件ですが、システム上確認を取ったところ、住基台帳上に未婚、既婚という入力するシステムではございませんので、現段階では未婚の女性が何名というのは把握しておりません。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 少なくとも周りを見た中で、そういうような状況です。これ、恐らく白子町内においても同じような比率の割合で、そういう結果が出ると思うんですよ。だから、そこに対してどういうような支援策というか善後策を町が取れるのか。これが行政の一手段だと思うんです。要するに、卵が先か鶏が先かじゃなく、大本となる子供を育てる、その中でやっぱり結婚できないと子供が増えません。その辺を見据えた中で、これはなかなか行政内では難しいと思うんです。思うんですけれども、あえて白子町がそこに直面して率先してそこに携わっていく、それが話題づくり、あるいは白子町の活性化につながる原点だと思います。その辺について再度答弁を求めます。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今の問題でございまして、私もかねがねこういう形で未婚の方が非常に多いということが、やはり人口減少の大きな要因であるというふうに私自身も思っていました。

それで、今、制度的なものが何があるかといいますと、社会福祉協議会に結婚のあっせんをすることがありまして、ただ、ここ3年は全然コロナの関係で活動できていないということでありまして、これはまた今年度から新しくどんどんやってもらう予定ではあります。

それともう一点、いわゆる婚姻する率なんですけれども、今日朝、やはりニュースでもちょっと言っていましたけれども、婚姻が65%なんだそうですよ。35%の方がもう全国的に平均で、みんなそういう形で婚姻していないという、そういう形が結構出ているようでございまして、この辺で子供をどうやって増やすかというのは、いろんな方法、これ一朝一夕に本当いかないと思います。とにかく、これをやるにはどうしたらいいかということになりますと、いろんな施策、異次元の抜本的な対策をやったからとすぐできるものじゃないというふうに思っています。

やはり一番いいのは、今日もそういうニュースでやっていたのがあったんですけども、要は、例えば第3子に1,000万、政府が補助したらどうだと。そうすると、実際、統計上はやはり大体今1.3なんですわね、出生率が。これが大体1.9か2ぐらいになるという、そういうような想定もあるわけです。ですから、これは一つ一つ、特に町としてはこういうものに関して財政的な支援を単独でやるわけにはいかないわけで、これはやはりある面では国の政策に準拠しなければいけないと私自身は思っているんですけども、それと社会福祉協議会で

そういうことをやっているというのも聞いていまして、それをどんどん進めるために、この間町村会で、白子町だけでやっていくわけにはいかないですから、ほかの他町村と一緒にそれを進めようという話をこの間もしたところでございまして、取りあえず長生村とか茂原市とかそういうところと一緒に、社会福祉協議会を通じての結婚相談の関係を、今後、社会福祉協議会に構築していってもらいたいというふうに思っております。

ですから、全然対策はしていないわけでもないんですけれども、いずれにしても総合的には少子化対策というのは相当奥が深いものがございますので、これは一つ一つ、いずれにしても子育てに優しい町にするということを私は基本的な考えでおりますので、これは今後どんどん進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 三度目の質問になりますので、第1点目の要望として、これだけはお願ひしたいと思ひます。

それこそ、町が結婚に向かつてのそういういろんな施策を發することによって、町はこんなことを考へているんだな、それが白子町のいいところだなという認識が深まれば、町民または町外だつて人は住み着くと思ふんです。その取っかかり、きっかけをまずつくつてもらひたい。それが行政に対する私の願ひなんです。それを重々承知した中でしていただきたいと思ひます。

かつて、もう私たちが若い頃、30年、40年前、こうやって振り返つてみると、いろんな場面場面で男女の出会い、触れ合い、そういう機会があつたんです。それが今、一人一人置かれた立場の中で、どういふような感じ方をしているのかと考へたときに、いや、結果的には自分では何も動けない、手段がないというのが現実だと思ふんですよ。この今の未婚の男女が、全員が結婚したくないという考へは恐らくないと思ふんです。できれば結婚したい。でも相手がない。それが現実だと思ふんです。だから、さつきから言つていふように、その取っかかりをぜひ行政、町を挙げて取組をしていただきたい。これを強く要望します。

そしてまた2点目であります、それこそ人口減少に対して国・県、いろんな施策が出ております。ただ、その中で国・県ではできない施策、ずっと一貫して言つていふことですが、けれども、主体である自治体、町がいろんな形でそこに加わつていく、それが町民一体の施策になると思ふんです。それがひいて言へば、町を動かす、国を動かすよふな一大イベントになると思ふんです。そのアイデアを新町長になつた石井町長にぜひ願ひしたいのは、そこ

を見据えて、そういう改革も進めていただきたいと、そういうふうに思います。

答弁ができればお願いします。

○副議長（梅澤哲夫君） 板倉委員に確認します。

この質問は、次の2番目の質問ということでよろしいですか。

○10番（板倉正道君） はい。

○副議長（梅澤哲夫君） 町の当局。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 町の施策、独自の施策というような発言がございましたので、その点について若干分かるところを説明させていただきます。

前の林町長の時代から、本町においては保育料の無償化ということをかなり古くから進めておりまして、これは町の独自の事業ということでかなり浸透していたと思います。これは、最終的には国が同じような方向に進んでしまったためちょっと薄まってしまって、最近ではあまりそういう話題にならなかったけれども、町としては非常に優れた事例で進んでいたと思います。

それから、本課においては高校生を中心にしております、そういった通学定期券の補助金なども行っておりまして、これも一貫して一定の利用者があって、金額もそれなりに使っております。こういったところは町独自の施策として進んでおるところだと、このように考えております。

先日の行政報告の中で町長が申しあげましたけれども、厚生労働省と筑波大学、それから10の市と町が、この後コンソーシアムをつくって、DXを活用した妊産婦の健康に関する伴走事業というものを行ってまいります。これは町独自ではありませんけれども、極めて先進的な取組ということで、そこに白子町が参画できるということは、なかなかいいことだなというふうには評価しております。

この後、この効果がどのように社会全体に実装されるかということ、厚生労働省、筑波大学などと一緒に検証してまいりますので、そういったところの効果をまた皆様にお知らせしていきたいと思っております。

まさに昨日、こども未来総合戦略の方針というものが出されまして、これを見ますと細かい施策が五十幾つ並んでおります。大きいものとしては、こども大綱というものを年内につくる。それからもう一つは、こども未来戦略その戦略そのものを、昨日は方針ですけれども、この戦略をつくるということで、年内に2つの大きな柱を整理するというので、今日、議

事録にも出ておりましたので、こういったところを見ながら、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、町独自というのは大変難しい状況でもありますけれども、効果的な施策を積み上げてまいりたいと、これは住民課でやるべきだとか、何課でやるべきだということではなくて、まさに役場内で縦断的、横断的にやるべき課題だと我々も承知しておりますので、今後ともご指導いただければと思います。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） では、回答については伺いました。

次に、（2）の環境問題についての質問です。

それこそ、白子町の一大事業だったチューリップ祭りも二十数年の幕を閉じました。その中で、今、町が潤う施策は環境課による花の咲くまちづくり、それと農業関係のほうの景観形成、その2点だと思うんですが、いろいろ目につくのが、例えば産業道路が県道に昇格されましたね。片貝のほうから走ってきたときに、白子に入った途端に縁石というかが整っていないんですよ。要するに十分な花が咲いていない。それについても、実はこれ、住民の協力がなければできないことです。ただ、そこに持っていくような対応をぜひ町がしてほしいと思うんです。

それともう一つ、さっき町長が十分な花を咲かせられない、原因が何だという話もされましたけれども、担当課に伺いたいんですけれども、私もここ、もう1年以上ですか、担当課に行っては花のシステム、花の性格、いろんなことを見聞きしながら説いてきたつもりです。

その中で、この間も言ったことですが、各種苗会社があります。種苗会社に、例えば1年間を通じて白子町の環境に合った花、どういうものがあるのか、そういうものを一覧表でも作ってもらって、その中で環境課がそれに当たっていく、であればすごくなじみやすいと思うんです。ただ無差別にこれをやれと言ったって、できるものではない。だから、その中で、環境課長に伺いたいんですけれども、この点について、種苗会社とのコンタクトを持ったんですか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ご質問にお答えいたします。

種苗会社とのコンタクトと言われますと、直接的には取っておりません。種を購入する場所、花を購入する場所からの情報のみになっております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ、環境課に行って、この話をさせてもらいました。その中で、全国の自治体を見たときに、例えば茨城で今いろんな花が咲いている。それも産地化ができれば、要するに黙っていたって報道はされるんです。PRになるんです。白子町のPRになるんです。その前段として、そういうものをなぜできないのか。それを、課長が言ったように、種苗会社とのコンタクトは取っておりません。

私はサカタでもタキイでも3社、4社、知り合いがありますから、いつでも相談があれば乗るよという話はしていたつもりです。その中で、さっき町長が言われたように、コスモス、ヒマワリ、これはどこの町村に行ったら、対処できないからそのようなものでごまかしているというのが現実なんですよ。それを1つ進んだ中で、例えば春先から言っていたとおり、白子町の前のチューリップ広場、あそこに例えばケイトウの種をまく、ケイトウって30センチぐらいしか立ち上がりがありません。その中で一番いいのは、お盆の挿花としてすごく人気があるんです。市場でもね。だから、そういうものを白子町がそこで作って発信して、ご自由に摘み取りに来てくださいよという、そういう投げかけをすれば、黙っていたって白子に人は訪れるんです。そういうものを作ってもらいたいということで、私は環境課長にそういう提案をしました。それがいまだに何もされていないということが、これが職員として怠慢じゃないですか。その辺も肝に銘じて、この先やりますよという形であれば、その意思をきちっと明確に出して。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今おっしゃったことは、私も本当にそう思っております。間違いなく、いずれにしても、昨日も環境課長と農業のほうの産業課長に来てもらって、その件について私もちょっと打合せしたんですが、かねがね、結局花を、じゃ、白子町のどこにどういう花を咲かせてという、要は計画書から設計書からそういうものがなきゃ駄目だよということを私も言っていて、ですから、この花づくりの美しいまちづくり事業の一環として、全課的にある面ではやっていかなきゃいけない部分だというふうに思っています。

いずれにしても、それから例えば多面的機能支払交付金の分野でも、この部分があるわけでございます。ですから、そういうものをうまく活用して、やはり産業課、環境課だけじゃなくて、ほかの課もひっくるめて、この花いっぱい町にしたいというのを、私もそういう考えは強いですから、今後進めていくつもりでは、私自身は思っておりますので、その辺でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのためにも、議員にいろいろなご協力をいただければ本当にありがたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） この問題については、やっとな町長と和解というか、意思の疎通ができたような気がします。

そのような形で、議会においても、やっぱり何もかも反対じゃないんです。町をよくしようというのは、町長も議員も同じなんです。そういう中で、一体となって町の発展のために尽くしていく、これが理想だと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。

これについてはこの辺にします。

そしてまた、②として、町が汚泥堆肥の処理問題に苦慮しているようですが、どのような対応を考えているのか、分かりやすく説明願いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ご質問にお答えいたします。

今後の具体的な取組でございますが、美しいまちづくり事業もある程度定着いたしまして、桜、菜の花、コスモスの開花状況を楽しみにしている住民の方々もおられる状況でございます。

現状で発生しました汚泥につきまして、堆肥として使用できるまで管理しながら消費しておりますが、今後、現在の運用を行いながら、近隣の市町村の汚泥乾燥機等を使用した事例等を参考にして、よりよい有効利用方法を模索していきたいと考えております。具体的には、例えば茂原市さんのほうで汚泥乾燥機というものを使っておりまして、汚泥の量をかなり減らしてすぐ使えるというものがございます。そういったものを考えながら、今後の汚泥に対して有効利用ができるようにしたいと考えております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ、JA全農が秋肥の価格を下げることを決定しました。その中で、背景には肥料原料の需給緩和による国際相場の下落がある。ただ、高騰前に比べれば依然として高値の水準にあり、原料の国際相場も先行き見通せない状況にあるということです。

その中で、それこそ各自治体が進めている国内資源の活用、適正量の肥料散布が求められ

ております。白子町においても、野菜の産地です。秋になればタマネギの定植時前に堆肥が施用されます。また、ハウス農家も場合によっては有機堆肥を活用すると思います。

その中で、今問題になっている白子町の汚泥堆肥、あらかで百二十何トンあるということも伺っております。それらを有効利用する方法、どのようなものがあるか私も考えました。その中で、秋になるともみ殻堆肥が、今、各農家ですごく邪魔者扱いされております。そのもみ殻堆肥と汚泥堆肥を組み合わせると有機堆肥を作る。これは汚泥堆肥の中にはリン酸物ですか、いろんな肥料が含まれております。そういうものを利用して肥料を作り上げていけば、白子町の農業に対してもプラスにはなると思うんです。その際に、大した施設は変わりませんので、建屋と下にバキュームが入って、そういう施設で済むわけです。それによって堆肥を作り、そしてそれを各農家に分けるというような、そういうシステムが作れないものかどうか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 肥料の有効活用ということで、今おっしゃられました、もみ殻を使った堆肥と汚泥を組み合わせるといってお話でしたが、これにつきましては、当課でお借りしております遊休農地に一時的にストックして、使える状況になりましたら畑に堆肥として使用してございます。また、下地にコンクリートが打たれている場所もお借りしております、そこでもみ殻と混ぜて堆肥化を行っております。また、一部の農家をお願いいたしまして、もみ殻を混ぜて農地還元を行っていただいているのが現状でございます。

議員さんのおっしゃられましたバキューム等、もっといい堆肥を作るということにつきましては、予算的なこともございますので、今後検討したいと思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ、畑に使用する、これは大いなるプラス面があると思います。その中で、また遡りますけれども、花の咲くまちづくりで、いろんな各部署に植栽しますね。種まきをします。そのときに一番のネックが、その汚泥堆肥の散布により、ヒマワリが咲かない、コスモスが咲かない、何で咲かないか。窒素過多、肥料過多になっちゃうんです。その適正な量をきちっと施せば、きれいな花は咲くんです。それは何回も話はしています。そういうものの知識を課として、ぜひ持って進んでもらいたいと思っております。

これは要望として出しておきます。

それこそ、幾つかの質問をしましたがけれども、全部要望に近いお願いであります。そうい

う中で、ぜひ一つ一つ町として取り組んで、十分な効果が発揮できるように対策を講じていただきたいと思います。

以上で私の質問を終結いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、10番板倉正道君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 大多和 正之 君

○副議長（梅澤哲夫君） 引き続き会議を行います。

11番大多和正之君の一般質問を許します。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、3点3項目、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、旧白子荘・アクア健康センター跡地活用について。

同様の質問が大多和秀一議員から出ていますが、私はプロポーザルの内容について伺いたいと思います。

千葉県立九十九里自然公園内に建つ白子町営国民宿舎白子荘は、1970年から営業を続けてきたが、施設の老朽化に伴い2022年3月をもって閉館し、また、隣接する白子町アクア健康センターは、1990年に開業し砂風呂が話題となったが、2009年から営業を休止しています。

プロポーザルの業務実施方針として、1、白子町の保有する地域資源を活用した誘客施設の持続的な運営を目指す。2、来訪者、地域住民、双方にメリットのある事業とし、観光客と生活者の関係性を深めるための施策を検討。3、暮らすように旅するという考え方を尊重し、白子町の生活や首都圏の暮らしとの相違点を具体的に紹介する。4、住みやすい町を自分たちの手でつくり上げ、機運を高め、白子町民の生活の存在価値を持続させる。5、コロナ禍によって顕在化した観光以上移住未満の需要を見極め、地域のポテンシャル需要の獲得を目指すとし、令和4年6月にプロポーザルを公表し、令和4年8月に株式会社JTB千葉支社と契約し、業務基本構想の仕様書によると、令和5年1月策定、委託期間は3月末となっていました。一般質問通告後に成果品を確認しました。500万をかけたプロポーザル、町長も成果品を確認していると思いますが、町長のプロポーザルの成果品の感想をまずお聞かせください。

次に、白子町の観光について。

観光案内、観光ガイドブック版の更新製作について伺います。

先日、飲食店で観光客がスマホにて白子町観光パンフレットを検索しており、私も気になりホームページを検索したところ、観光ガイドブックにおいては2013年4月18日から更新されていなく、コロナ明け、これからというときに廃止イベントなどの情報も掲載されており、高い情報発信機能を持つホームページの情報発信として適切であるか伺います。

次に、自転車の交通安全について。ヘルメットの努力義務について伺います。

5月31日の千葉日報一面に、県内の着用浸透せずとの見出しで、道路交通法の改正により令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、全年齢に拡大されました。

免許不要な自転車は、児童から高齢者まで多くの方が利用しており、千葉県内の令和4年度中における自動車死亡事故件数は15件、うち15件が頭部に致命傷、中でも高齢者が8件と半数以上を占めております。警視庁データでは、自転車事故で死亡した人の7割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットの着用状況による死傷率では、未着用の死傷率は着用時と比較すると約2.3倍も高くなっているということです。自転車乗車中の有効性がデータで表れています。

そこで、白子広報、白子町小中げんきプラン以外での白子町におけるヘルメットの着用の啓発状況を伺います。

以上、3点3項目、よろしく願いいたします。

○副議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えいたします。

旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務につきましては、公募型プロポーザルを経て、株式会社JTBと契約締結後、アンケート及びヒアリングの実施、分析、関係法令や関連計画の調査、整理、先進事例の調査などを実施し、3月末に成果品が提出されました。

今後、この成果品の内容を基に、振興審議会において旧国民宿舎白子荘の跡地及びアクア健康センターの利活用について検討、協議を行い、結論を得たいと考えております。

旧白子荘につきましては解体撤去し、跡地を利活用するよう考えており、アクア健康センターについては、躯体調査を実施し、リノベーションを実施したいと考えております。

また、白子荘の解体に伴いまして、今回、補正予算で産業廃棄物撤去業務委託料を計上させていただきます。

次に、観光案内、観光ガイドブックについての更新ということでございますが、観光についてですが、現行の観光ガイドブックは、平成25年度に制作した「るるぶ白子」をフルリニューアルし、平成30年度に観光情報誌「shirako」を制作したところです。白子町の魅力を多くの方々に伝えることとし、県内外の観光案内所、町内宿泊施設等に設置をお願いするとともに、各種イベント等において配布を行い、年間2万部ほど配布していたところでございます。令和2年3月、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くのイベントが中止となるとともに誘客活動が制限されてしまったことから、その需要が大きく落ち込んでいました。現行部数も少なくなり、また、制作から4年が経過し、情報、内容が古くなってしまっているため、本年度、現行観光ガイドブックの情報、内容を見直し、改定制作に取り組む予定であります。

新型コロナウイルス感染症に対する行動制限も緩和され、観光誘客活動も再活発化されてきております。本町もこれに乗り遅れることなく、一日でも早く白子のにぎわいを取り戻すことを目標に、観光ガイドブックの活用も含め観光情報発信を積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、ヘルメットの着用の義務ということでご回答申し上げますと、道路交通法が改正されて令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、千葉県警もポスターを作成し周知を図っています。

白子町では、小中学生に対してヘルメットの着用を推奨していますが、今後、茂原警察署や交通安全協会などと協議しながら、町民に対しヘルメット着用努力義務化に関することに周知を行っていきたく思っております。自転車の安全利用の促進について、広報啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 再質問いたします。

まず、その前に成果品の町長の見た感想をお聞かせください。

それと、再質問ということで、先日、担当課とのヒアリングの際に、プロポーザルは振興審議会の協議後、計画と併せてホームページに掲載するとのことでしたが、令和4年度事業としてホームページに掲載することが望ましいと思うが、考えをお聞かせください。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 先般、JTBによる調査、いろいろなものがあったわけでございまして、私自身はすごくすばらしいものだというふうにはあまり思っていない部分も正直言ってあります。

ただ言えることは、一般的な客観的な、例えば自然保護地域とかそういうものに関しての法令的な調査とか、そういうものは大分してもらってありますけれども、具体的にあそこにどういうものをついたらすばらしいんだとか、そういう話があまりなかったです。ですから、いろんな選択肢は結構出てくると思いますけれども、あれだけにこだわらなくて、やはり振興審議会でもよく検討いただいて、基本的には白子荘自体は壊しちゃいますので、予算もあれしているわけですから、壊すわけですから、あそこにどういったものを設置したりすると、より地域がよくなるかということが基本だと思います。

それと、白子町の観光地のいわゆる発祥の地でございますので、やはりあそこをいかに活性化させるかというのが、今後の白子町にとって一番大事だと思います。

それと、アクア健康センター、これもリニューアルオープンというふうに私自身は、そういう考えは強いんですけれども、それはそれとして、あれを活用してほかのものとの相乗効果を高められるような施設としてやっていかないといけないように思っております。

ですから、成果としてのあれは非常にすばらしいとは言い難いところもありますけれども、ただ、いろんなマーケットリサーチはいろいろしてきてありますので、それなりのものは結構やってきていただいてあるんじゃないかというふうに思っています。

最終的にはやはり皆さんに検討いただいて、町もよく検討して、どういうものをつくっていくかという結論は最終的に町が出していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

基本構想の公表についてのご質問でございますけれども、今、町長の再答弁の中でもございましたけれども、基本構想を公表したくないとかするということではなくて、する必要があるのであればそれはしますけれども、今、町長が答弁で申し上げましたとおり、あれが決まりということではございません。いろんな、それこそマーケットの調査とかをやってくれていますけれども、そこにふさわしい施設としてはいろんなアーバンスポーツと呼ばれる、今、都市部で行われているようなスポーツですとか、いろいろ出ています。網羅的にいろん

なものが書かれておりますから、それを全部整理するというふうにも見方によっては見えてしまうところもありますので、実際はあの中から幾つかを振興審議会の中で選択し、整備していくというようなことになろうかと思えます。

振興審議会の審議内容については、令和4年度に行いました後期基本計画の策定と同じように、議事録込みで資料も全部公表してまいりましたので、同じような形で基本構想はその段階では出ていくんだらうなというふうに思います。

基本構想と同時に、先ほど町長も申し上げましたけれども、町としてはいろんな提案がある中で、これとこれとこれがいいんじゃないかというチョイスしたものを、それを振興審議会でご示させていただきますので、そういったところをたたき台にご議論を今後お願いしたいと、このように考えております。

もちろん、事前にやはり公表すべきだということであるならば、公表を全くしないつもりということではございませんので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 再質問の答弁で、成果品の感想、私も同じような感想を受けたのであえて聞いてみましたが、いろんなデータはたくさん取ってくれてあると思いますが、これが500万と費用対効果を考えるとちょっと疑問だったので聞いてみました。

それで、最後の質問になりますが、今後、跡地活用が進んでいき、様々な例えば補助金や起債など考えていると思いますが、その起債、補助金がもし不採択でしたら多額の予算がかかりますね。白子荘の解体でも1億幾ら、また、今度はアクアセンターを含め、あの辺を開発するとしたら数億円規模の予算がかかると思います。そういったときに、今後、白子町も公共施設、様々な経費がかかってくると思うので、そういったときはやっぱり、先日、6月1日の白子広報に出ていた町長のマニフェストの中で二重丸をもらっていた白子町次期基本計画ですか、まちづくり条例、ここに例えば町民投票という項目を前回質問させてもらいましたが、その辺があると思うので、その辺で判断を仰ぐような考えがあるか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

2つ大きい質問があったように考えております。

まず1点目、財源論についてなんですけれども、先日も正之議員さんと打合せさせていただいたときに、こちらとしては地方創生の交付金、そういったものを活用したい。それから、

白子荘を壊すことについても、今、補助金の手続をしております。それがもし仮に駄目な場合、解体については若干起債を使うことができたりします。

問題は、全体を整備するときに、地方創生の交付金が不採択になった場合、これは大変影響が大きくて、ほかにも幾つか国庫補助事業のメニューの中に入れられるものはあるということ、実は確認しておるんですけども、やはりあっちだこっちだというのはなかなか難しいので、まずは地方創生1本に絞ってやってまいりたいと思います。

例えば、それが不採択になる。大変な費用がかかる。ここを住民投票によって行うのかというように、これが大きい2点目の質問だと思いますけれども、住民投票を行う、この間、3月に議決いただきましたまちづくり条例の中に町民投票の規定がございます。町民投票は別途、町民投票に関する条例を制定する必要があります。この条例は、実は選挙管理委員会が関与する必要がある条例になっていまして、公職選挙法の規定などが全て引用されるような形になっております。ですので、これはまた制定については選挙管理委員会などとも協議しながら進めていくことになるんだと思いますけれども、執行部、議会で例えばこういった議場の場で、やはり町民投票が必要であるという結論に達すれば、そういった手段、手続を踏む必要があるんだろうと、そのように私は思っております。

条例の制定というのはまたちょっと別に考えて、結論として町民の意思を問う必要があるという判断が出れば、それは行わなければならないだろうと、このように考えております。以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、今の回答の中で、この後選挙管理委員会などと協議するというお話でしたので、それは一日も早く協議していただきたいと思います。

それでは、観光について再質問いたします。

観光ガイドブックの各ページ内の更新や構成、またスマホによる観光案内や飲食店検索アプリなどを今後進める考えがあるか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和議員の再質問についてお答えいたします。

その前にですが、ホームページの関係で、議員ご指摘のとおりでありまして、確認しましたところ、現在のパンフレットについてもホームページ内にアップはしておったんですが、非常に分かりづらいということで、直接トップページに載らないということが分かりまして、前のものがトップページに載っていて、非常に分かりづらい状況でありましたので、今回、

訂正させていただきましたので、この点につきましては謝罪をさせていただきたいと思いますとともに、反省いたしまして、今後につきましては、ホームページについても内容充実を図るとともに、分かりやすく見やすい表示方法としていきたいと思っておりますし、また、再質問のSNS、現在のところフェイスブック、インスタグラム等を活用しまして、観光協会からの発信ということでさせていただきますが、それについても見やすい状況を工夫しまして、情報発信に積極的に取り組んでいければと思っております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） コロナも明け、白子町ではDMOや観光振興計画などの策定も進めています。町のホームページが更新されていないのは、せっかく訪れた来町者に白子町を楽しんでいただけないのは非常に残念に思いますので、一日も早く対応していただきたいと思えます。

続きまして、ヘルメットの努力義務について伺います。

4月の白子中学入学式の際に、新生は入学後、学校で購入したヘルメットを受け取り、帰宅時より着用したとの話を保護者から聞きました。学校側に確認しました。来年からは、ヘルメットを自由にするなどの考えがあり、入学時の負担軽減などを考えているとのことでした。命を守るため、自転車ヘルメット購入時に町が助成する考えがあるか伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えさせていただきます。

このヘルメットの話につきましても、以前相談させていただいたときに内容は伺っておるところでございますが、こちら警察を通じて公安委員会などの考えはどうなのかということで、ちょっと確認いたしました。公安委員会、警察等については、周知、啓蒙促進などは自らのいろんな活動に合わせて行ってまいるけれども、助成については考えていないというようなことで回答をいただいたところでございます。

本町について、このヘルメットの助成についていかがするかということでございますが、実は郡内の複数の町村で同様の質問が出ているということで、情報を私は持っております。先ほどの子供の交付金も含めて、ちょっとこの後、町村会がありますので、先般のご当地ナンバーの件もやはり町村会で議論させていただいたところがございますので、今月の後半に町村会がございますので、町長にそのテーマとして議論していただいて、一定の方向を見いだせばなというふうに考えております。

なお、ヘルメットの価格等を私のほうでも調べましたところ、大体2,000円から3,000円台だということでした。実は、例えば半額補助をしましょうといった場合に、1回1,000円とか1,500円とかってなるんですけども、同様な金額の補助事業として、昔、ライフジャケットの補助事業というのをやっていました。それも何年か前には十数年たったので廃止したというような経緯があるんですけども、そのライフジャケットの実績、こういったものを見ますと、このヘルメットの助成を行っても不可能ではない金額ではないかと、個人的には考えております。この後、町村会での議論ですとか財政事情等も加味した上で、一定の結論を得たいと思います。

ただ、補正で突然できるかどうかについては、ちょっと考慮させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、最後は要望になりますが、白子町では少子化も進んでいます。個人的な考えではありますが、ヘルメットはいざというとき、災害時にも利用可能と思われれます。また、自転車を利用し出す一定の年齢に達した幼児などへ無料配布などしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大多和 秀 一 君

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って2項目、通告では4点というふうに書いてありましたが、関連するものを含めまして若干増えますので、答弁については書き取っていただいて、それに適した答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、1項目として、町の施策の推進の必要に当たり、公益性の高い特定の事務や事業を対象として交付されている補助金について伺います。

確認件数38団体と記された調査結果に基づき伺いますが、まず令和4年11月に策定された白子町補助金適正化ガイドライン、この策定に当たり、読ませていただきましたけれども、何かを参考にされながらつくられたものなのかをまず伺います。

2点目として、この作成に当たり、事前に交付されている団体に告知をし、各団体との意見調整が図られたのかを伺います。

3点目として、ガイドラインを示したことにより、各団体の活動状況について変化が表れたのかを伺います。

4点目として、前年比、どのくらいの額が増加あるいは圧縮となったのかを伺います。

5点目として、調査をしていく過程で、白子町PTA連絡協議会についての前年度比減額とされていますが、この中に保護者の意見の中で児童生徒数の減少、保護者の減、会員数の減少により、活動への負担が増しているとの声が聞かれました。これについて関連性があると認識をして、現状でのPTA活動の在り方、話題となっているPTAの必要性を含めて教育課が認識をしている現状について伺います。

2項目として、旧白子町国民宿舎白子荘跡地等の利活用について伺いますが、先ほど大多和正之議員から同様の質問がなされていたので、これを踏まえてお伺いいたします。

1点目として、策定委託料500万円をかけてつくられた基本構想案、町当局の満足について伺うところでしたが、していないとの答弁が先ほどありましたので、これについては答弁は結構です。

2点目として、県立九十九里自然公園内の事業展開ですので、町の関わり方についての基本姿勢を伺います。

3点目として、想定される施設例が示されていますけれども、次のフローエスのとき一定程度の選択の必要性を感じますが、この取扱いについて伺います。

4点目として、自然公園として整備をされている南白亀川北側の施設について伺います。

現状では県から管理委託を受け、清掃を含めた管理業務が行われていますが、多くのサーファーを含めた方々が来町し、釣り客を含めた人々でにぎわいがあると感じています。基本構想案にもあるように、町内各施設との連携の取れた事業の展開との記述もありますので、北側の公園の連携についての考え方を伺います。

以上2項目、点数が増えましたけれども、答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君に申し上げます。

P T Aの在り方については、通告内容と異なる質問と認めますので、中止してください。当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、白子町補助金適正化ガイドラインを策定したことによる影響額として、令和5年度の補助金削減効果額は1,540万1,000円となりました。

各担当課への調査を実施したところ、いろいろな意見をいただきました。補助金が減額された場合、自主財源の確保や会費等の自己負担での実施が困難など、今後の運営を心配する意見もあった一方、事業内容の見直しのよい機会になった、ガイドラインが示され、補助対象経費が明確化されたことによる効果があったなどとポジティブな意見もありました。

次に、各種団体の活動の状況については、これは教育長より答弁してもらいます。

次に、8の2の1、国民宿舎等の利活用についてで、これは先ほども申し上げましたけれども、大多和正之議員と重複しますが、旧白子町営国民宿舎白子荘跡地等の利活用に関する基本構想策定業務につきましては、公募型プロポーザルを経て、株式会社J T Bと契約締結後、アンケート及びヒアリングの実施、分析、関係法令や関連計画の調査、整理、先進事例の調査などを実施し、3月末に成果品が提出されました。

今後、この成果品の内容を基に、振興審議会において旧国民宿舎白子荘の跡地及びアクア健康センターの利活用について検討、協議を行い、結論を得たいと考えております。

旧白子荘につきましては解体撤去し、跡地を利活用するよう考えており、アクア健康センターについては、躯体調査を実施し、リノベーションを実施したいと考えております。

また、白子荘の解体に伴いまして、今回の補正予算で産業廃棄物撤去業務委託料を計上させていただきます。

次に、南白亀川北側の県立自然公園との連携についてどう考えているかというご質問でございますが、白子荘及びアクア健康センターについては、千葉県立自然公園条例に基づく公

園事業として決定されており、関東財務局千葉財務事務所と国有財産無償貸付契約を締結し、事業を実施してきました。

その他の自然公園区域については、県が整備した公園や野球場などを町が指定管理者として、県から委託を受けて管理しています。

町としては、昨年度より老朽化、陳腐化した白子集団施設地区全体の再整備の可能性などについて、県自然保護課や長生振興事務所と相談しているところでもあります。

今後、現状の施設にこだわることなく、時代に即した白子集団施設地区の在り方について、国・県と協議を進めていく考えであります。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 各種団体の活動状況についてでございますけれども、教育委員会部局が一番多く補助金交付対象団体がございますので、そのような関係で大多和議員のご質問にお答えをさせていただければというふうに思います。

教育委員会部局には、現在17団体が補助金の交付対象となっております。各団体では、5月頃までに今年度の事業計画を作成し、それぞれの団体が目的達成のために様々な事業に取り組んでいるところでございます。

活動内容は団体ごとに異なりますけれども、主に地域文化の振興、文化継承、スポーツの推進、青少年育成活動、PTA活動、子供たちの交流事業等、幅広いものとなっております。自主財源が少ない団体もある中、全般的に活発に活動している状況でございます。

しかし、子ども会育成会連絡協議会につきましては、児童数が減少傾向にあること、また保護者の中で役員のみ手がないということで、残念ながら令和5年度より休止となりました。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、再質問させていただきますが、先ほど質問の中に要旨とは違うというふうなことで、この質問は差し控えるようにというふうなお話がありましたけれども、実際には関連があるというふうに私は認識をし、昨日、教育委員会部局とこれらについて意見調整をさせてもらった経緯がありますので、この辺の判断を加味していただき、もしお許しをいただけるのであれば、議長判断にお任せしたいというふうに思います。あくまでも補助率のことに関連いたしましたので、関連性は認められるのではないかとというふう

に判断して、私のほうで進めたものでありますのでお願いします。

まず、1項目の1点ですけれども、白子町補助金適正化ガイドライン、私も実は拝見させていただきました。非常に中身としてはしっかりしたものであるという認識はしています。

これは、よく国等で見られる、適正化ラインにも見られるものでありまして、これらを策定するときにどこかの資料を参考になさったのか、まずはお伺いをします。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

国の補助金適正化に関する法律というものがございすけれども、その法律ではなくて、実際に具体的にこういったガイドラインを制定している市町村のものを参考にさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

それでは、この適正化のガイドラインに沿って、昨年の11月、各団体についての見直しを図られましたけれども、まず、この見直しを図るときに各団体への周知がされたかということをお聞きし、周知がされたというのは各課に伝えたのではなくて、受け取っている補助金団体のほうにこの説明をし、もし、このガイドラインを適用した場合に、このような事業の増加、あるいは事業の抑制が図られることとなりますよというようなことを周知されたのかということをお伺いします。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

企画財政課において、このガイドランを制定した際に、各団体に本課から通知したり、影響額の計算を示したという事実はございません。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） されなかったということになると、11月にガイドラインを示して即実行というふうになったということになりますよね。そうすると、各団体の意見の調整がされていないし、団体のほうにも知らせられなかったというふうになって、4年度の11月のヒアリングに臨んだ、その後の事業を考えたときに大きな支障というか、これは該当にならないんだというふうな問題も実は出ていたはずなんですけど、なぜ、こうしたらこうなるよと

いうふうなことを事前に補助金団体に知らせなかったんですか。言葉が過ぎるかもしれませんが、このことによって町の信頼性が損なわれたというような事実も実際には見受けられますので、これについての見解を伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） ただいまの質問なんですが、4回目という判断をされるんですが、よろしいですか。確認。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 一般質問通告をするときに、そのとおりにやれということではないと思うんです。質問の要旨を書けというふうに出されていますので、その質問の要旨にあらかじめ書きますけれども、これは多岐にわたっても、これは当然関連性のあるものなので、これについてはお答えをお願いしたいというふうな一般質問のことをまず最初にやって、そのところで、項目に答弁がなかったもので、確認の意味でこれを言いながら次へ移ってというふうに考えていただければというふうに思いますが、あくまでも質問をお届けするときに、要旨にそれないような形で質問をお願いしますというふうに我々はもらっているので、これは要旨に関連して質問が少し幅広くなっているのはご理解いただいて、お願いできればというふうに思います。これが、回数が超えるのであれば、今されなかったということで、私は理解をいたしますが。

○副議長（梅澤哲夫君） ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員は議員控室にお集まりください。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時35分

○副議長（梅澤哲夫君） 会議を再開します。

ただいま議運におきまして、大多和議員の最初の1回目は確認の質問だということで、次回3回目の質問ということでよろしく申し上げます。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） まずおわびを申し上げなければいけないことは、通告の中に、私自身はもうちょっと細部に分けたほうがお答えしやすいのではないかとというような一つの考え方から物事が進められたものですので、決して関連のないことを聞いているわけではない

ので、答えられる範囲で結構ですので、答弁いただければというふうに思います。

先ほどの、各団体の周知、意見調整については分かりました。されていないというふうに理解いたしました。

あと、活動の状況の変化ということでの答弁がされましたけれども、先ほど教育長のほうから、生涯学習関係あるいは教育関係の補助団体が一番多いのというふうな代表の形で答弁がされましたけれども、確実に、私が見ていく中では活動の状況の変化が起きているんだなというふうには感じています。

というのは、このガイドラインで言わば対象外とされたページ7の表4のところでありますけれども、これまで先進地を中心に本町の振興につながる多くの視察研修が実際に開催されてきました。余談になるかもしれませんが、町議会でもコロナ感染拡大前には毎年実施してきた視察研修でありますけれども、実際に行ってみるとやはり百聞は一見にしかず、現場を見る、現実を確認する、このことの重要さというのは私が言うことでもありません。このガイドラインの設定によりまして、既に視察研修を取りやめた団体、あるいは検討している団体があるということであります。一つの視察研修の大きな目的を考えたときに、視察研修については全て費用の対象外というふうにガイドラインが策定をされましたけれども、これについて私はいかがなものかというふうに改めて感じるところであります。

例えば、昨年11月に、私も所属しておりますけれども、実施された文化協会の視察研修、これは鋸南町を訪れまして、あそこは菱川師宣の記念館を設置していますけれども、もともと江戸時代の絵描き師でありますけれども、これが鋸南町と本当に関係が深いということで、この記念館が設置され、多くの方々が来町しています。その地域の記念館とか資料室の在り方等を含めて検討していくための視察でありましたけれども、これだと本町の歴史民俗資料室の状況などを比較検討することができました。これについては、昨年までの、4月までのガイドライン適用ということは考えないで、実際に現地の入館料でありますとか、交通費でありますとか、高速料金等も補助金の中から支出させていただき、これを実施いたしました。これについて、これらをガイドラインで切るということは、実際にはある意味で効果が失われてしまうというような懸念もされますので、一律的なものではなくて、例えばこういうものについても、それぞれの経費の2分の1なり限度額を設定して扱っていったほうが実際には本町の取組にふさわしいのではないかなというふうに感じています。

もう一つ、長年行われてきた農業振興審議会の視察研修でありますけれども、これもこのガイドラインによって今年は実施をしないというふうにお聞きをしました。これまでの大き

な成果を考えると、非常に本町の農業の振興に寄与されてきたこれらのものがやらないとなると、本町の発展を阻害するのではないかなというような気もいたしますし、これらも含めて、例えば交通費でありますとか宿泊料の2分の1補助上限、限度額を決めるとか、こういうような設定のほうが、私は視察研修費の取扱いについてはいいのではないかというような気がしていました。これについての見解を伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、このガイドラインの背景を申し上げさせていただきます。

1 ページ目にも書いてありますが、前町長の時代から行財政改革プランというものがつくられておりまして、その中の大項目として補助金の見直しというものが掲げられておりまして、それによって財政効果を出しましょうという文言がございました。それを受けたというものがまず第一。それからもう一点目は、昨年6月に議員から補助金被交付団体の補助金の使途についての一般質問がなされて、いろんな疑義が提議されました。それを受けて執行部といたしましては、監査委員さんにその団体の補助金の実態についてを監査していただいたという背景がございます。その監査結果の中で、補助金のいわゆるこういったルールが全く明確でないと。その上で監査委員さんからは、こういった状況で監査をしろと言われても監査できないと、その結果を責任をもって出すことができないというような結論をいただいたところでございます。

執行部としては、行政のルール上の瑕疵を指摘されたということの認識の上で、直ちにこういったガイドラインをつくらせていただいて、その上で各課においては補助金を交付する上での責任において補助金交付要綱等をつくるようにということで協議をしてきたところでございます。

その上で、ただいまの視察研修についてですけれども、視察研修とかそういったものについて、やってはいけないということではございません。補助金を原資として行うことについてはいささか問題があるのではないかなというような指摘でございます。それは監査委員の監査結果にも書かれておって、補助金の使途として若干疑義があるというようなことも書かれておりましたので、そういったところを踏まえてこのガイドラインに定めさせていただいたところでございます。

大多和秀一議員もガイドラインをお持ちですから、6 ページに書いてあるとおり懇親会費とか飲食費とかこういったものは駄目ですよと、視察研修費については、事業に必要な研修

会開催はいいですよというふうにしています。ただ、視察に伴う経費は対象外ですよということになっています。

その上でさらに申し上げますと、4ページに補助率2分の1の認める例というのもあります。ぜひここに書いてあるとおり事前に町長と協議を要しますので、各補助金被交付団体の代表者は各課を通じて町長との協議をお願いしたいと思います。

実際、令和4年度においても幾つかの団体は町長と協議をたしかしているという報告を受けておりますので、こういった協議の中で内容の吟味をしていくのが必要かなと思います。また、平成17年から18年に対して、最高裁では補助金の判例というのが連続して3つぐらい出ています。この中で見ますと、やはり公共の福祉に資する補助金というのは何かというのが大きな争点になっておりまして、これは客観的に誰が見ても住民全体に福祉の向上に役立つようなものでなければならないというようなことも書かれておりますので、我々執行部といたしましては、今後とも補助金の交付については慎重に、適正に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） これを読ませていただいたときに、非常によくできている、しかし理解が難しいというところも実際にはあります。これは拡大解釈をして、こうやったときにどうなるんだというふうな疑問もたくさん出てきまして、これらについては先ほどの視察研修費じゃありませんけれども、こういうようなものも、ある意味今おっしゃってくれたように拡大解釈をして、可能であればそれが実施できるような形を各団体に周知をすべきでありますし、このそのものの考え方を再考していただければさらにいいなというふうに思います。実際にこれまで行われてきた有意義なものが失われかねないというふうな懸念も実はされますので、これについて町当局で再検討いただければありがたいというふうに要望しておきます。

先ほど議長から取り上げられましたけれども、同じ補助金の中で先ほど答弁の中にあつたように、子ども連絡協議会は、要は児童の減少、保護者の減少から協議会の活動が停止をされていると。同じような答弁の中に、実はPTAも同じようなことが聞こえてきましたので、あえて補助金がPTAのほうについても削られていますよね。この原因と、それから今の状況を、要は活動が停滞しているから補助金が減ったのかなというふうな捉え方をしますので、通告の外と言われれば致し方ありませんけれども、これについては議長の判断をいただきな

がら、せっかく打合せもしましたので、教育課のほうで何かしらの答弁がいただければありがたいというふうに思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、大多和議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

それぞれの小中学校では、PTA活動といたしまして、教職員と保護者が協力して児童生徒のために、教育環境の整備や交通指導、あるいは広報活動等の活動を行っているところがございます。しかしながら、児童生徒数の減少に伴いまして家庭数も減少しており、保護者の負担も増加しているということと伺っているところでございます。

議員ご指摘のように、保護者負担を見直す意味でも今後のPTA活動の在り方についてPTA役員会等で話題にさせていただき、そしてまた効果的かつ継続的に活動ができるように学校に依頼していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。保護者の意見等もしっかりと捉えて、今の時代に合った形というんですかね、そういうものを実際に推し進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

やっぱり保護者一人一人の、それぞれの意見がありますので、なかなか集約しづらいところはありますけれども、これをしっかりとした形で捉えて今の状況に合ったものをつくり上げていただければ、さらなる子供たちのためのいい大きな団体というふうになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、項目2に入りますけれども、まず石井町長、大多和正之議員のところでもおっしゃっていましたが、基本構想の案については、私は満足をしていないというふうなお話がありました。その内容が、実際にお聞きをしていると、町の取組の上位計画が、総合企画とかありますけれども、上位計画との整合性を図りながらということに実際にはなるはずなんです。

この基本構想案は、私頂きましたときに所管からは、非常にいいものができました、ぜひ見てくださいというふうな声をいただいたんです。非常に分厚くて、私も大多和正之議員も実はこれ頂いたんですけれども、非常によくできているし細かく調査がされていていいなというふうに思いましたけれども、一番感じたのが、町長と同じような形で肝腎なまとまりの絞り込みが不足をしているというふうに私も感じました。

これ、J T Bというのは旅行会社のトップでありますので、もうちょっといろんな、今の旅行を含めたレクリエーション的なものの在り方というのは非常に分析がたけているところでありまして、500万をかけたのであれば、もうちょっとJ T Bとして推し進めることのできる絞り込みをしていただければなというふうに思ったんですけども、同じ思いをしたというふうにおっしゃいましたので、これについてJ T Bには再度検討を加えていただくような操作というのはしなかったんですか。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 一応、J T Bにはそれは申し述べました。

いずれにしても、具体策がいろんな総花的に一応出されているわけでして、具体的に、じゃ、あの場所でそんなに全部できるわけじゃないんだから、こういうものと、こういうものと、こういう形であれば、いわゆるシナジー効果があって非常にいいんだというような、そういう具体的なもの、それと、このものをやると大体どれくらいかかるとか、そういう予算的なものも提案としてもらいたかったんですけども、そういうものが全然なくて一般論的なあれだったので、私はそれを申し上げて、後で直させたりいろいろして、後から出てきた書類はそういうのが少し出ているはずなんですけれども、最初にあれしたらちょっとお粗末だったという。これは実際問題としてJ T Bの若いお兄さんが恐らくやったんだと思うんですけども、恐らくちゃんとしたそういうところがやればそんなこともなかったと思うんですけども、担当者のレベルの問題もあったような気も私はしております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 今の町長のご答弁に補足をさせていただきますけれども、議員さんたち、皆さんがお持ちになっているのは、町長がおっしゃった修正を加えさせたと言った後のもので、最新のものになりますのでご承知おきください。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、これについては分かりました。

私自身が項目を細かくしてしまったので、申し訳ありませんけれども、1個ずついきます。

次に、これに関わる構想、それから現実としてもものを作っていく中での町の関わり方というふうなところをお聞きしたいんですけども、実際には国有地でありまして、町はスタンスとして、この土地を管理しながら、事業について民間事業者に委託する形にするのか。

例えば指定管理者制度を導入するとか、あるいは町が直轄してこれを経営していくのか、こういうスタンスをある程度決めておかないと、さっきフローを聞いていましたときに、これをこのまま次に振興審議会に投げると、振興審議会のメンバーも迷ってしまって、どれがいいんだかわけが分からないぞという形になると思うんですね。基本的には実行するのは町でありますので、町はその基本的なスタンスをしっかり構えておいて、これとこれというふうな中でどちらというふうな検討を加えるのがいいと思うんですけども、町の関わり方について今どうやって考えているのかお伺いします。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の関わり方の方針については、今まで従前のような設計して、発注して、管理も別に出してというようなことから、でき得れば設計、施工、長期的な管理まで一括で出せるようなもの、いわゆる特定法人をつくるという方式とJVを組んでいただく方法、逆に1者でやれるというところもあるのかもしれませんが、いろんな手法はありますけれども、でき得ればなるべく町が関与しないで、運営を民間側に任せられるような形態は取ろうとは思っています。

ただ、議員がご指摘のとおり、土地所有権が国であるということ、それから周り全体が千葉県自然公園条例の規制がかかっているということ、さらに、あの一帯が白子集団施設地区といってさらに細かい規制がかかっているというような事実がございますので、町の考えどおり長期の契約などが可能なかどうかはいまいまだ分からないところがございます。

今、白子荘の解体については、手続を県・国に対して行っておりまして、国からは承諾をいただきました。あとは県の承諾待ちになっているんですけども、こういった手続が一通り終わりましたら、国・県に私が直接赴きまして町の考えを申し述べた上で、国県がどういった方法がいいですよというような意見があるのか、そういったところを調整しながら今後進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、今の中では町の関わり方については、土地等は管理をしながら民間事業者に業務委託をする方向で考えているというふうに理解いたしました。

今後、跡地というのは、もちろん自然公園を生かしながらというふうなものになると思いますけれども、その施設というのは公共的な性質が強いものなのか、営利を目標とするもの

を考えているのか、あるいは両方を兼ね備えたものを形としては考えているのか、これについての見解を伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問ですけれども、議員がご指摘した一番最後のパターンですね。ですから、赤字になってしまっただけでは元も子もないですけれども、利潤を追求するというようなことではございませんので、町民あるいは来町者の皆さんに喜んでいただけるようなもの、その辺の兼ね合いもなかなか難しいところですが、今後そういったところを詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

議長に確認させていただきますけれども、休憩時間があつたと思います。私の持ち時間が何時までだか一回確認させてください。

○副議長（梅澤哲夫君） 大多和秀一議員に申し上げます。

14時19分まで時間がございます。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。早めに行きますので。

それでは、質問の最後の項目になりますけれども、南白亀川の北側の自然公園との関わりについてですけれども、ご承知のとおりあそこを見てみたときに、雄大な自然が保たれている地域、九十九里浜がありまして、ここに、実はいろんな冊子等でも紹介されますけれども、ハマヒルガオが群生をしてコアジサシが舞い降り、非常に典型的なすばらしい景観を持った公園であるということが記されていて、ここも含めた一体的な整備が望ましいというふうな構想の案でも出されています。これを踏まえたときに、申し上げましたけれども、北側はまた別の感覚であるというふうなことではないというふうにおっしゃってくれましたので、一体型でやっぱり進むんだろうなというふうにあります。

こうした中で、最終的には決めるのは町でありますので、これは私の個人的な意見ですが、いろいろな箱物を造るリスク等を考えると、あそこの自然を生かした、例えば遊歩道の整備であるとか、そういう自然に憧れるものとかの整備をされていったほうがあそこの地域の使い方としてはふさわしいのかなというふうな気がするようになりました。箱物をいっぱい建てて集客をするのは、構想にもありますけれども、中長期的には非常に危険な部分

も含まれるという、本当にあそこの地域をしっかりと考えたときに、造れるものというのはおのずと町の中でも見えてくるのではないかというような気がいたしますけれども、これについて町長の考えを伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおり、川の北側のあれも一体で使っていければ一番いいわけなんです。ただ、やはりあそこは県の施設でございますので、完全な一体じゃなくて、それを利用するくらいの形でやっていくしか方法はないと思います。町が管理して、指定管理者で管理しているからということ、あそこを好き勝手に使うというわけにもいきませんし、場所的には非常にいい場所でございますので、あそこは当然一体で考えていかなければいけないというふうに思っています。

それと、白子荘の跡地が大体1万5,000平米ぐらいあるわけなんですけれども、ことその隣に公園部分がありますよね。ここに関しては、相当部分町の予算もある程度入れて公園部分も充実させるような形に私は持っていくべきだというふうに思っています。

というのは、あその場所は土日ですと非常に来客数が多いわけでございますので、やはりあそこは白子町の一番最初の、いわゆる観光の一番大本でございますので、あそこは非常に環境的に優れている場所でございますので、そういう形で、その隣の今テニスコートの駐車場になったりしている場所、それから野球場、この辺は一体的にある程度やっぱり考えないといけないというふうにある面では考えておりますけれども、北側はとにかくまだ県のほうの整備が終わっていませんから、あの辺がどういう形で今後、またそれに対して要望をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、やはり最終的には一体ですけれども、取りあえずは結局川の南側を一体で考えて進めていくべきだというふうに私は思っています。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ちょっと質問の進め方に私のミスがありまして、大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げながら、要望として、今回のこの2項目については、町民の声が反映されるべきものではありませんけれども、基本的に町当局の考え方がベースになってくるものです。上位計画との整合性を保ちながら、確かな町の姿勢を打ち出すことを改めて要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩といたします。

再開は午後 2 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○副議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 市 川 隆 子 君

○副議長（梅澤哲夫君） 14 番市川隆子君の一般質問を許します。

14 番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、教育問題について 3 点伺います。

1 点目は、小学校の統合問題についてです。

文部科学省の資料では、2000 年代に入って統廃合が増え高止まりしています。2014 年から 16 年度には、総務省が公共施設等総合管理計画の作成を全自治体に要請、人口減で税収が減り、今の公共施設を全部維持すると財政的に大変だから減らすという国主導の政策です。一番多い公共施設が学校です。

2015 年に文科省は、学校統廃合の手引を 58 年ぶりに改正し、単学級、全校で 6 学級以下の統廃合の適否を速やかに検討するよう求めました。70 年代以降、文部省、現在の文科省は、小規模校には教職員と児童生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で、小規模校としての教育上の利点も考えられると複式学級を含む小規模校を残して充実させるほうが望ましい場合があることを確認してきました。それを 2015 年に廃止し、新しい学びには集団が必要などと理由を挙げましたが、実証的根拠は示していません。ただし、機械的ではないとして、学校をコミュニティの存続や発展の中核的施設と位置づけ、地域を挙げてその充実を図ることを希望している場合には、存続できるとしています。

統廃合は子供のため、教育的効果のためといった理由が一般的に言われていますが、財政

理由によるものも大きいと思います。

町では、小学校適正配置検討委員会が設置され2年目に入りましたが、保護者アンケートの結果や現在の状況について伺います。

2点目は、就学援助制度についてです。

小中学生がお金の心配をしないで学校に通えるように、学用品や給食費などが無料になる制度が就学援助です。これは、憲法26条の教育を受ける権利、義務教育の無償の原則に基づきます。学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助をしなければならないとしています。

町では、制度の枠を広げたり、入学準備金の早期支給など、この間少しずつ前進させてきています。コロナ禍での仕事の減少や物価高騰により、さらに子育ても大変になっていますが、就学援助制度の現在の状況について伺います。

3点目は、学校のトイレの洋式化についてです。

現在は、自宅や公共施設なども洋式化が普及していると思います。また、飲食店や商業施設あるいはコンビニエンスストアなど、私たちがよく利用する施設では、トイレはほぼ100%洋式になっています。

ところが、小中学校のトイレは和式が残っており、老朽化した古いトイレで和式では、生徒も利用しづらいと思います。公立小中学校がトイレを改修する場合には国の補助があると言われますが、子供たちが利用しやすいよう、計画的に改修を進めることが求められます。小中学校のトイレの現在の状況について伺います。

2番目は、公共施設の利用についてです。

1点目は、国民体育館の利用者に対する補助の検討状況について伺います。

3月議会でも質問をしましたが、国民体育館が使用できなくなり、昼間の利用者は利用できなくなりました。当局の答弁では、昼間利用したい団体、個人は、近隣自治体の体育館や民間施設を案内しています。料金は大体1.5から2倍かかるとのことでした。差額分が補助できるかは、スポーツ審議会などで検討したいとのことでした。

昼間の利用者はあまり多くはないようですが、障害を持った方や年金生活者もいるということです。遠くへ行くのも負担ですが、利用料まで高くなるのはおかしいという声もあります。健康づくりのためと、体を動かしている方々に対しては、せめて利用料の差額分ぐらいは町で負担してもいいのではないかと思います。検討状況について伺います。

2点目は、テニスコートの利用についてです。

白子中のテニスコートは、体育館が建設され、給食センター西側に町営のテニスコートができ、夜間の利用も見られます。当然町営ですから、申込みをし利用料もかかりますが、白子中の部活動での利用はどのような状況なのか、また、生徒や一般の方々の利用状況について伺います。

3点目は、農業問題について伺います。

農業を続ける上で大切な課題は、農業従事者や消費者にとって安心して安全な農業であることだと思います。

町内では1か月後に稲の空中散布が予定されていますが、殺虫剤の成分であるネオニコチノイド系農薬の規制の動きがヨーロッパやアメリカ等で広がっています。一宮町では今年度から薬剤が変更されましたが、本町を含む長生郡市で使用しているスタークルなどの成分、ジノテフランはネオニコチノイド系であり、植物の葉や茎から吸収されて全体に行き渡り、殺虫効果を発揮します。内部に殺虫成分が長期間残留するため、殺虫効果が持続することが知られています。

ネオニコチノイド系農薬の由来は、たばこに含まれていることで知られるニコチン、ニコチンには虫の神経を興奮させて殺虫する効果が知られていましたが、これは人にとっても有害なものでした。そこで、科学者たちは毒性を減らした化学物質を開発、ニコチンに似た新しい農薬ということで、ネオニコチノイド系農薬と名づけたそうです。20年ほど前から、毒性の強い旧来の農薬に置き換える農薬として、日本はもちろん世界中で使われるようになったそうです。植物に浸透して効果が持続し、虫に効いても人には安全という理想の農薬として普及してきましたが、近年、環境や子供などへの影響を指摘する報告が続き、海外では規制に取り組む動きが広がっている農薬だそうです。2018年4月、EUでは、蜂類などへの環境影響が認められるとして、ネオニコ系農薬の代表的、イミダクロプリド、チアメトキサム、クロチアニジンの屋外使用を永続禁止にしています。日本では規制の動きはなく、残留基準値の緩和などが進んでいます。

養蜂家は早くから、蜜蜂の群れがいなくなる現象を体験しています。哺乳動物への神経系への影響も指摘されています。母乳を飲んでいない新生児の尿から、ネオニコ系農薬やその代謝物が検出された例が報告されているそうです。母体の胎盤を通じて胎児に移行した可能性が考えられるそうです。子供の心身の発達への影響について検証が求められています。

今、各地の生産現場から、疑わしきは使用しないという取組が始まっておりますが、本町を含む植物防疫協会でも非ネオニコチノイド系農薬に替えていくべきだと思いますが、見解

を伺います。

4番目は、空き家対策についてです。

空き家の増加が各地で問題になっています。深刻なのは、居住する目的がないため維持管理されないおそれのある空き家の増加です。管理不全の空き家を放置することは、防災、防犯や公衆衛生、景観など、近隣の住生活の環境に悪影響を与えます。実効性のある対策が急がれます。町内の空き家も増えており、腐朽、破損のあるものもあります。人口減少と高齢化が進む中で、空き家はさらに増加していくことは避けられません。国交省は、居住目的のない空き家は、このままでは2030年には470万戸程度にまで増えると推計しています。

15年に空家対策特別措置法が施行されました。この法律は、周囲に悪影響を与える空き家を自治体が特定空家と認定して解体し、費用を所有者に求めるなどの内容です。施行後、各自治体で対策が続くものの、空き家増加に歯止めをかける状況ではありません。

この法律の改正案が今国会に提出されました。改正案は、1つ目として、空き家の活用拡大のため、市区町村が地域を定め、店舗などへの用途変更を促進できるような特例を設ける。2つ目として、放置すれば周囲に悪影響を与える特定空家になることを未然に防ぐため、市区町村が指導、勧告などをできるようにする。3つ目として、特定空家の除去を円滑にできることを盛り込んでいます。

国が自治体と協力し、解決に向けて責任を果たすことが求められます。町内の空き家の現在の状況と今後の進め方について伺います。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） まず、教育問題について市川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、小学校統合についてでございますけれども、白子町の将来の小学校の在り方を検討する白子町小学校適正配置等検討委員会は、議員のご承知のように、令和4年5月に発足いたしました。この検討委員会の中で、実態を把握する必要があるということで、9月に各保育所、そして各小学校保護者対象のアンケートを実施いたしました。対象は399人、348人からアンケートが回収されまして、回収率は87.2%ということになっております。

統合についての意見といたしましては、「積極的に統合・やむを得ない」を合わせて60%、「避けるべき」は28%という結果でございました。また、統合する場合の配慮事項といたし

ましては、「通学手段や安全」「距離や通学時間」の項目が多く見られました。

小学校適正配置等検討委員会では、昨年3月までにまとめたことは、白子町の小学校配置は、現在の3校を統合して1校が望ましい、複式学級になることが予想される7年後以前が望ましいなどということを伺いました。このほかに、地域住民や保護者の意見を十分尊重することといったご意見もございまして、令和5年度は保護者・地域との意見交換会を開催し、6月8日を皮切りに年度内、都合12回の意見交換会を実施し、地域また保護者の方々より様々な意見を伺うこととしてございます。

次に、就学支援制度、現在の状況ということで、同制度につきましては学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し援助を行う制度となっております。

白子町におきましても、必要な保護者に対し就学援助を実施しており、就学援助の支給実績につきましては、令和4年度は小中学校合計で45名に対し学用品費や給食費などの援助を実施し、支給額は年間で約400万円弱となっております。援助対象者につきましては例年増加傾向にあり、ひとり親家庭等の増加や近年のコロナ禍による収入減が主な要因と考えております。

次に、学校のトイレ洋式化についてですが、5月末現在、小学校のトイレは98か所のうち46か所が洋式であり、洋式化率は約47%となっております。また、中学校のトイレは40か所のうち22か所が洋式であり、洋式化率は55%という結果となっております。

次に、公共施設の利用についてということで、初めに国民体育館の昼の利用者に対する補助の検討状況についてご説明をさせていただきます。

現在の検討状況ということですが、今月の下旬にスポーツ推進審議会を開催し、その中で検討する予定となっております。令和4年度中において町民が国民体育館及び武道場を昼間に利用した人数、また、利用時間数の集計結果が出ましたので、近隣自治体の体育施設の利用料を参考としながら、受益者負担とするのか、補助するべきかを会議の中で諮ってまいりたいと思います。また、補助が必要との判断がなされれば、補助割合をどのくらいにするのか、また、交付要綱等を作成し、財政とも協議した上で、その後になりますけれども、9月の教育委員会定例会に議案を上程し、審議をしたいと考えているところでございます。

次に、テニスコートの利用についてお答えをさせていただきます。

令和4年度のテニスコートの利用状況ですが、主に中学校の部活が優先的に利用しており、年間で255日間、時間にして790時間、また、空き状況により、町スポーツ協会のテニス部、

ソフトテニス部、少年ソフトテニス部の団体が利用をしておるところでございます。

また、町民の方も年間で10日間、計21時間の利用がございました。

なお、町外者からの申請はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員からのご質問にお答えします。

まず、この農業問題についてでございますが、水稻の空中散布については、米の品質低下を招くカメムシをはじめ、様々な害虫に対して優れた防除効果を発揮するネオニコチノイド系農薬ビームエイトスタークルゾルを使用しております。

ネオニコチノイド系農薬については、人や水生生物に対して安全性が高いことから、国内では水稻や野菜、果樹等で幅広く使用されておりました。国においても、他の殺虫剤と比較し、人に対する毒性が弱く、使用する農業者が消費者の健康への影響を考えた場合、使いやすいものという見解が示されております。

一方、国の調査で、蜜蜂が減少する事例が水稻カメムシの防除の時期に多いことが判明しているものの、ネオニコチノイド系農薬との因果関係を特定するまでには至っておりません。

町としましては、今後、国・県の対応や見解などを踏まえ、また、他の自治体の対応なども参考にしながら、ネオニコチノイド系農薬の使用については農協などの関係機関と協議していきたいと考えております。

次に、空き家対策について申し上げます。

空き家対策の状況といたしましては、令和5年4月に施行されました空家等の適正管理に関する条例に基づき、白子町空家等対策協議会を組織すべく、現在協議会委員候補者との調整を行っております。

今後の進め方につきましては、協議会において空家等対策計画の作成や空き家等に対する具体的な対応策を検討していく予定でございます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、教育問題から再質問させていただきます。

まず、その小学校の統合問題なんですけれども、これはこれからの町にとって非常に大事な問題だということで私も認識しております。

私も先日6月8日の白瀉小での意見交換会で、どのような意見が出るのかと思い参加した

ところですが。内容についてはあえて申し上げませんが、全体の印象としては、あのときは意見交換会という形ではうたっておりますが、私の個人的な感想ではどうも統合ありきで進められたような、そういうような感想を持ちました。統廃合に当たっては十分な合意が私は必要だというふうに考えております。

文科省の手引でも、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学校数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の賛否について考える必要がありますというふうにされております。

この手引は今でも生かされるものだというふうに思っていくわけですが、先ほど教育長からも検討委員会の中での意見が出ておりました。そして、統廃合のときにこういう資料を頂いたわけですが、何回か検討委員会が開かれた中で、どういう意見が出て、そしてこのような、今回の資料のような、中間答申というんですかね、そういうものに至ったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） ただいまの市川議員のご質問にご回答させていただきます。

先ほどの教育長の回答でもご説明いたしました。白子町小学校適正配置等検討委員会は昨年の5月にスタートいたしました。このときは、統合するあるいは統合しないも含めて検討を始めました。

7月に白子町の3小学校の訪問をいたしまして、施設や設備、あるいは児童の学習の様子などを物的・人的な教育環境について確認していただいたり、11月には、既に統合された小学校や現在統合を進めている市町を訪問したりして、現状や課題を把握いたしました。このことに加えて、小学校児童数の推移や保護者アンケートを踏まえて在り方を検討してきたところでございます。

委員の中で出た意見としては、先日、答申案として出させていただきました3校を統合して1校にすることが望ましいということが、一番最初に出ていたものですが、これに加えては、やはり子供たちの教育環境をしっかりとするためのもの、あるいは施設設備の老朽化に対応するというなども踏まえて、このような意見が、今、案としてまとまっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 恐らく検討委員会の中では、ほかにもいろいろな意見が出されたのではないかというふうに思われます。中間答申では、地域住民とか保護者の意見を十分に尊重するというふうに6番目に出されておりますが、数年前にテレビ放映された中で、学校統合についてコメンテーターが、結果だけを伝えるだけの学校建設は、行政が絶対にしてはいけない。今はあまりしなくなっている。学校建設は信頼関係の下でできているからと述べておりました。まさにそのとおりだと思います。ですから町のほうとしては、今、意見交換会を開催しているのだと思いますが、アンケートでは、統合に「積極的に賛成」と「避けるべき」だけで見れば、「避けるべき」が2倍以上になっているわけです。一番多いのが「やむを得ない」という回答だったんですが、これは子供が減ってしまうのならばしょうがないということでの結果ではないかというふうに思われるわけです。

ですから、やはりこれは大事な問題ですから、もっと丁寧に説明をしたり、それから、意見交換会でも、参加者が、白濁を見てもそんなには多くない状況ですよ。ですから、もっと参加者が多くなるような工夫をしながら、もっと多くの人たちの意見、地域の意見それから保護者の意見、やっぱり聞く必要があると思うんですが、意見交換会の在り方として、まだあと関、南白亀、残っておりますが、どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） ご質問ありがとうございます。

まず、丁寧に説明をしなければいけないということに関しましては、以前にもう統合が終えている睦沢町、あるいは現在統合のほうを進めている茂原市のほうに訪問させていただいたときにも、十分に地域住民の理解、丁寧な説明が大事だということを伺っております。それを踏まえて、今年度答申を出そうとしたときに、ここの部分がまだこの1年間は、昨年度ですけれども、アンケートは取りましたけれども、まだ分からないという意見もございましたので、やはり丁寧な説明、意見を聞き取ることが大事ではないかということで、今年度は改めて意見交換会を実施しているところでございます。

説明会ではございませんので、本当に広く、私たちが答申を出す案というものを示させていただきますまして、それに対しての意見のほうを伺うという姿勢で、これからもやっていきたいと思っております。

また、確かに市川議員いらっしゃったときには12名の方の参加であり、決して多い人数で

はございませんでした。ですので、今後もホームページ、あとは小学校や保育所に関しましてはまち c o m i メール、あとは前日の夕方に町の放送などで呼びかけているところがございます。あと、回覧板などでも呼びかけているところがございます。

今後も広報には十分努めさせていただきまして、一人でも多くの方のご意見が伺えるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 大変申し訳ありません。加えさせていただければ、今白潟小学校、そして南白亀小学校、2つ意見交換会のほう終わりました、検討委員会の委員長さんと、そしてまた私どものほうで反省会というんですかね、こういうように進めていったほうがいいですとか、もうちょっとこういうところは具体的に丁寧に説明を加えていったほうがいいといったようなことで、少しずつ調整しながら、これからの、また次回、関小学校のほうがございますけれども、一つ一つ丁寧に、私どもも反省しながら、また改善を加えながら、意見交換会に臨んでいければというふうに思っております。

また各議員の皆様方にも、6月が終わった後に、できれば、どういう内容だったかといったようなこともご報告申し上げられればありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。ぜひ多くの方々の意見が聞けるようにしていただきたいというふうに思います。学校の移転とか、それから統合問題というのは市町村合併にも匹敵するような大きな問題だというふうに私は考えておりますので、保護者ですとか地域住民への十分な説明や、それから、合意の下で進めるべきだというふうに思います。

また、論点が少しずれてしまうんですが、白潟の意見交換会の中でも意見として出ておりましたが、何もしなければ、統合しても児童数が減少してしまう。子供が少なくなるから統合するということだけではなく、どのようにしたら今の児童数を維持できるのか、また少しずつでも上向きにしていけるのか、これを同時に考えていくことが必要だと思いますので、このことを要望として、次の質問に移らせていただきます。

それでは、就学援助なんですけど、これは現在の状況を、私も昨日実は過去5年間の推移というのを教育委員会のほうから数字としていただいたんですけれども、ちょっと減ったり増

えたりの繰り返しで、やや増加傾向なのか横ばいなのかというぐらいの状態、ずっと白子の中は推移しているわけですが、現在その就学援助のこの制度、多分お知らせ文とかを保護者に渡していると思うんですが、この渡し方ですね、入学のときあるいは新学期のときだけではなくて、やはりその学期ごとのその節目ですね、節目のときにもそういうお知らせ文や申請書類も併せて渡せば本当はもっといいんですけれども、そういうことがやられているかどうか。

それから、そのお知らせ文自体、私はちょっと見たことがないんですけれども、例えばそのお知らせ文の中に、経済的に困りの家庭の方という文章、文言等が入っていないかどうかというのを一つ確認したいと思うんです。

それから、これは数字がなければいいんですけれども、小中学校、義務教育だとはいっても、小中学校いろんな面でほかに非常に費用がかかりますよね。それが大体年間、小学校と中学校1人どのくらいかかるのか、分かれば伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） 市川隆子議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、就学援助制度についての周知に関してですが、小学校入学説明会時に新入生の新1年生保護者に対して、制度の案内を記載したリーフレットを配布して説明しております。また、在校生の保護者に関しましては、同様のリーフレットを例年2月頃に各学校を通じて配布しており、その他、町の広報紙や町のホームページにも掲載しておりますので、広く周知を図っているところでございます。議員ご指摘のとおり、制度を知らなかったとか、必要な援助が受けられなかった等の差別感がないよう、今後も全ての家庭についての制度の周知を図り、引き続き実効のある制度として取り組んでまいります。

文言についてはちょっと、今資料がないので申し訳ございません、確認の上またご報告させていただきます。金額についても同様です。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） お知らせ文にそういう文言が入っていない方がいいのですが、もし経済的に困りの家庭の方へというような、子供や保護者に差別感を与えるような、そういう文言の入った文書を渡すということは、私はどうかと思いますので、もしそういう文言が入っているのでしたら、それは削除して別の文言にした方がいいというふうに思います。

そして、一人でも申請漏れがないように、やはり節目節目のところ、きちんとそのお知

らせと、それから申込書、そういうものを渡しながら、あとは入学のときなどは特に、新しい1年生とか、例えば保育所から小学校に入って新しい1年生になる、そういうときはそういう制度自体全く分からないわけですから、それはきちんとした説明も一定時間を取ってするというふうにさせていただきたいというふうに、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

それから次に、学校のトイレの洋式化なんですけれども、やはりまだ洋式化率がちょうど半分ぐらいですね。非常に低いという状況なんですけれども、和式を使い慣れない、今の子供たちはそういう子供が非常に多いと思うんですよ。

学校の施設というのは、本当にもう非常に古くなってしまっていて、やっぱり学校のトイレというと、子供のイメージとして古い汚い臭いというような、そういうイメージがあるわけです。ですから、そういうトイレを子供たちが少しでも利用しやすいように、子供たちの声も聞きながら、きちんと計画的に進めるべきではないのかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○副議長（梅澤哲夫君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） 市川隆子議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、洋式トイレの需要はとても高いものと考えております。計画的にとおっしゃいますけれども、例えば使用頻度の高いところ、児童生徒の教室から近いところなど、現在でもまだ故障しているところもございます。そういうところを優先的に、今、修理をしようと考えているところでございます。予算にも限りがあることから、全てを洋式化することは、一気にやることは難しいと思いますが、計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） トイレの改修については国の補助が出るというふうにも聞いておりますが、もし国の補助が使えるのであれば、そういったものも活用していただいて、できれば、子供たちが毎日使うものですので、スピード感を持って整備して欲しいというふうに要望いたします。

それでは次に、公共施設の利用についてですが、これは3月議会に続いてなんですが、これは利用している方々の話も、改めて私も伺いました。そういう中で、障害のある方々も、これは混合のチームらしいですけれども、利用している。それから年金生活の方も利用して

いるということで、その方々も口々に言うのが、利用できなくなったのは私たちの責任ではないよというような言い方をしていたわけです。

ですから、町のほうで廃止にした、その結果、夜利用している団体については、学校の体育館を使って無料で利用できる。昼間利用している方々は、人数はそんなに多くないとは思いますが、昼間利用をしている方々は、じゃ、近隣自治体を使ってください。例えば本納のほうの施設を使うというような方々もいるらしいですが、そういうときに、今までこのすぐ近くで利用していたのが、結局本納のほうまで行かなきゃいけない、遠くまで行って、それで利用料が1.5倍から2倍になってしまう、そういう状況の中で、今利用する方は利用しているわけですので、これは不公平ではないかというふうに思います。

やっぱり町は健康づくり、健康づくりと常々言われているわけですので、そうした中で体育館を利用して、少しでも体を動かして健康を維持していこうということでやっているわけですから、その辺はスポーツ審議会等で協議していただいて、その方々が少しでも利用しやすいような状況にしていっていただきたいなというふうに思いますので、これはよろしくお願いいたします。

それからテニスコートなんですけど、主に白子中の部活で使っているということなんですけど、この部活で使う場合は、例えば学校で部活動をする日にちとか時間というのは大体決まっているわけですね。その時間を一定時間、じゃ、町のほうに申請して押さえてあるのかどうか、それを1点伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、白子中学校の部活動は、優先的に申請書のほうの利用を出していただいておりまして、夕方約2時間程度、利用日の申請を出していただいております。年間で約255日ということになります。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 学校で一定時間押さえているという、学校で申請して一定時間押さえているということでいいわけですね。

これ声が出たのが、それ以外で中学生が利用したいとき、それは利用料がかかるというような声があったわけです。利用の頻度は多分そんなに多くはないとは思いますが、これはテニスコートに限らず、子育て支援の一環として、子供たちがそういう施設を使うときは、

やはりこれは無償にすべきではないかというふうに思うわけです。もちろん、部活の練習ではなくて、生徒たちが個人的に練習したいと思うので、町に申請して自分たちの責任において練習するということだと思いますが、これについての見解を伺います。

○副議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ご質問にお答えいたします。

中学校の生徒がテニスコートを利用した場合に、使用料がかからないようにできないかということをご質問でございますけれども、当然白子中学校の生徒が部活で利用した場合には減免となり、使用料のほうがかかりません。

しかし、中学校に隣接するテニスコート、こちらにつきましては学校施設ではありませんで町の体育施設となりますので、白子中の生徒、ソフトテニス部の部員であっても、部活以外の時間に個人的に練習、そういった形で利用する場合は、当然ながら使用料のほうがかかっております。1時間当たり1面1,000円、夕方5時以降は2,000円で、一般の町民の方が利用した場合と、小中学生であっても同じ扱いとして使用料のほうを頂いております。現時点で減免の考えはございません。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 子育て支援として、子供たちが自主的にそういう練習をしたい、それはテニスコートだけに限らずに、町の施設を使って練習したいというとき、例えば小学生、中学生ぐらいまでは、町の施設を使って運動したいよということであれば、それは私はやはり子育て支援の一環として免除というか、そういう形を今後考えていかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺、再度検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、農業問題ですね。

稲の空中散布なんですけど、匠瑤市の事例では、2018年の農薬散布選定会議で、2019年度から非ネオニコチノイド系農薬の変更を決定して実践しているということですが、担当課のほうで匠瑤市のほうに問い合わせたことはあるでしょうか。

○副議長（梅澤哲夫君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） お答えいたします。

大変申し訳ありませんけれども、匠瑤市には確認してございません。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） これは匝瑳市のほうにもできれば、もう3年、4年ぐらいやっているわけですから、確認をして、例えば金額的にどうなのか、それから効果がどのような状態なのか、そういうこともやはり調査をして、その上で問題なければ、JAやそれから町の農業団体とも協議をして、郡市の植物検疫協会に、既に今年度から変更になっている一宮町などとも協力しながら問題提起をしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○副議長（梅澤哲夫君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応一宮町には確認しまして、今回の農薬の変更については、ネオニコチノイド系の農薬だからということで替えたわけではなくて、薬剤耐性の面から替えたというところがございます。しかしながら、町長も答弁したとおり、これについてはいろいろ様々なところから、いろいろな見解がございますので、郡植防あるいは県、それから国の一定の指針を注視しながら、関係機関と協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） じゃ、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後に空き家対策なんですけど、協議会をこれから立ち上げるということで、協議会が立ち上がったら、令和6年から業務がスタートするということなんですけど、今年度は、危険空き家など、いろいろな町民から情報があった場合に、それを現地確認をしていくのかどうか伺います。

その中でも、とても危険だと思われる空き家がありますが、緊急性のある空き家は、今年度でも、例えばそれをどうするかとかというのは対応していくのか。また、居住目的のない空き家数と、それから腐朽、破損の進んでいる空き家件数について伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民の方々からの情報提供につきましては、現在7件ほどございまして、それに基づきまして所有者または管理者等調査を行いまして、現在は、そういう方々で通知ができる方に対しては特別措置法を基にしまして、助言という形での通知を所有者または管理者の方に通知しております。これについては2件通知してございまして、5件についてはちょっと状況が複

雑なものもございますので、調査に時間を要しているところでございます。

なお、緊急性の高い空き家に対して今後どうするのかということでございますが、現在調査の段階で、緊急性の高いものも現存しております。これにつきましては、この4月に施行されました条例の中に、特別緊急の高いものに対して最小限度の対策を講じることができるという文言がございますので、それを基にどのようなことができるかということを検討しております。これにつきましても、所有者または管理者の方々に一旦通知をして了解を得た上でとなっておりますので、その辺を現在進めているところでございます。

もう一つの質問で、現状の戸数につきましては、平成28年度に行った調査の中で、机上では空き家とされるものが633件、現地調査において311件の空き家が確認されておりました、さらに、特定空家になり得る可能性のあるものが12件とされております。そんな中から、恐らく7件程度の情報がこちらのほうに寄せられているものというふうに考えております。

あと、今後の進め方ということで、これから協議会を立ち上げて計画の策定に入る段階で、町長の答弁のほうにもありましたとおり現在進めているところでです。

以上です。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

もう一つの課題としては、空き家の有効活用というのがあると思うんです。持ち主との関係もあるわけですが、これがやはりなかなかうまくいかない。空き家をやはり有効活用するためにも、その知恵と力を尽くしていくことが大事だと思うわけです。

空き家バンクで所有者と利用を望む人をうまく結びつける努力も必要だと思われま。また、住宅リフォームの補助とか、それから中古住宅の流通を促す施策、これも欠かせないと思います。国のほうで進めている住宅セーフティネット制度については、町として取り組んでいるのかどうか伺います。

それから、実際には空き家を居住者とつなげられるのはごく僅かだと思います。しかし、このままでは住宅困窮者対策としての役割が果たせないのではないかというふうに思うわけですが、この住宅セーフティネット制度の中では、貸手ですとかそれから町の負担が大きいというふうな話も聞くわけですが、これはどうなのか伺いたいと思います。

○副議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、空き家バンク系のご質問についてお答えさせていただきます。

以前から複数の議員さんから、ご指摘を受けているところでございます。本町においては非常に不活発であると認めざるを得ない状況でございます。

現時点で、空き家を流通させたい、使用してもいいですよ、あるいは売りたいという登録者は2件しかございません。今まで10年、かなり長くやっておるんですけども、累計でも38件しかないということで、非常に少ない形になっております。また、その空き家を利用したいというような方の登録が現在20件、こちらも累計で100件しかなくて、非常に不活発な状況にあるということでございます。

町内の不動産屋さんなどに伺ってみますと、やはりどうも白子町については流通が意外と伸びないというようなこともご指摘を受けておりますので、ここはまた行政としてもどのようにするかというのがなかなか、個人の財産に関わる話ですのでちょっと難しいところはございます。

それから、そういった利活用できる空き家についての利用というようなことの課題になるんですけども、これもやはり空き家の条例、3月の定例会において議決をいただいておりますので、この施行を受けて、今後協議会の中、そういったところを工夫して、協議会のメンバーに恐らく有識者の方が入ってくると想定しております。ですので、そういった例えば土地建物取引士の方あるいは不動産鑑定士さんとか、肩書はまだ分かりませんが、そういった方がメンバーで入ってくると想定しておりますので、そういう方の知見も伺いながら進めていければなというふうには考えております。

それから、住宅のネットワークについては、申し訳ございません、私が今情報を持っておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

現在の状況としては、そのような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、要望で終わらせます。

今の答弁の中で、白子の空き家に関しては非常に不活発だということだという答弁があったわけですが、それは何が原因なのか、やはり今後協議会の中で、それは原因を調査していく必要があるのではないかというふうに思います。

住宅を欲しいという希望があれば、その所有者と希望する人をうまく結びつける努力、これをやはり続けていくことが大事ではないかと思えます。また、危険空き家については、事故につながらないうちに早めの対応をしていただくということを要望いたしまして、質問を

終わります。

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

---

◎閉会の宣告

○副議長（梅澤哲夫君） 以上で本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和5年第2回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時07分